

第1次美咲町地域福祉計画

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
～地域共生社会の実現に向けて～



令和3年3月

令和4年3月 改訂

令和5年4月 改訂

美 咲 町

はじめに

近年、我が国では、人口減少・少子高齢化の進展や家族構成の変化、また、個人の価値観やライフスタイルの多様化等といった社会情勢の変容に起因する問題や、ダブルケアやヤングケアラーといった顕在化しにくい問題、さらには複数の分野にまたがる問題等、住民の困りごとが複雑化・複合化しています。こうした状況は、本町においても大きな課題となっており、地域における見守り等を通し、問題を早期に発見し、対応できるよう、子どもから高齢者、障がい者など、すべての住民による世代や立場を超えて支えあう地域づくりが求められております。



今回策定した第1次美咲町地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「美咲町第三次振興計画」に定められた将来像「ひと 輝くまち みさき」の実現を目指すものです。この計画に基づき各種施策を推進させ、小規模多機能自治の取組を一層進めながら、地域に暮らす住民や活動団体などが相互に支え合い、すべての住民がより安心して暮らしていくことができるような福祉のまちの実現を図っていきたいと考えております。

なお、本計画の実現に向けましては、住民の皆様をはじめ、各種団体のご協力が必要不可欠であることから、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました「美咲町地域福祉計画策定委員会委員」の皆様、また住民アンケート調査やヒアリング、ワークショップ、パブリックコメント等にご協力いただきました住民並びに関係者みなさまに、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

美咲町長 青野 高陽

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1. 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 地域福祉に関する国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. 圏域の捉え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 美咲町の地域福祉を取り巻く現状

- 1. 本町の人口等の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 住民座談会・アンケート調査結果
から見た地域福祉の現状と課題・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 3. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第4章 地域福祉の推進方策

- 1. 基本目標1 地域で支え合うまちづくり・・・・・・・・ 38
- 2. 基本目標2 安全・安心なまちづくり・・・・・・・・ 44
- 3. 基本目標3 元気に暮らせるまちづくり・・・・・・・・ 50
- 4. 基本目標4 福祉サービスの充実したくらしやすいまちづくり・・ 69

第5章 計画の推進に向けて

- 1. 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 2. 関係機関との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 3. 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 4. 町の取組目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

資 料 編

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

「地域福祉」とは、住み慣れた家庭や地域で安心して安全に暮らせるよう、住民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業、行政機関等が、連携し協働しながら、地域全体で生活課題を解決し、一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みです。

近年は地域とのつながりの希薄化や子育て世帯の孤立化、一人暮らし高齢者の増加など、さまざまな地域課題が浮き彫りとなっています。このように多様化している課題に対して、重要となるのが「地域福祉」という考え方です。

住民同士の支え合いや地域活動による助け合いを促進し、住民・地域・行政相互の協働を一層進め、地域福祉を総合的、計画的に推進する計画が地域福祉計画です。

(2) 自助・近助・共助・公助で進める地域福祉について

地域福祉の推進は、住民、地域で活動する団体等及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することにより初めて可能となります。

自分でできること（自助）、お隣近所の助け合いでできること（近助）、地域の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（共助）、公的な制度（公助）、この「自助」「近助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決の仕組みづくりをしていくことが大切です。

2. 地域福祉に関する国の動向

■地域福祉に関する国の動向

平成 12 年	社会福祉法 改正	地域福祉計画策定について第 107 条に、下記 3 項目が明記される。 - 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 - 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 - 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
平成 26 年	厚労省 通知	生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項が示される。
平成 29 年	社会福祉法 改正	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法一部改正） 下記 5 項目が明記される。 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
平成 29 年	地域福祉計画策定ガイドライン	地域福祉計画策定ガイドラインが示される。
平成 30 年	厚労省 通知	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について示される。
平成 30 年	社会福祉法 改正	地域福祉計画策定が任意から努力義務へ代わる。
令和元年	厚労省 通知	地域共生社会に向けた包括的支援等についての最終報告書が示される。
令和 2 年 6 月	社会福祉法等の改正	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行される。
令和 3 年 4 月	社会福祉法 改正	社会福祉法第 106 条の 4「重層的支援体制整備事業」創設。

3. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

社会福祉法〔平成30年4月改正〕（抜粋）

【第107条】（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

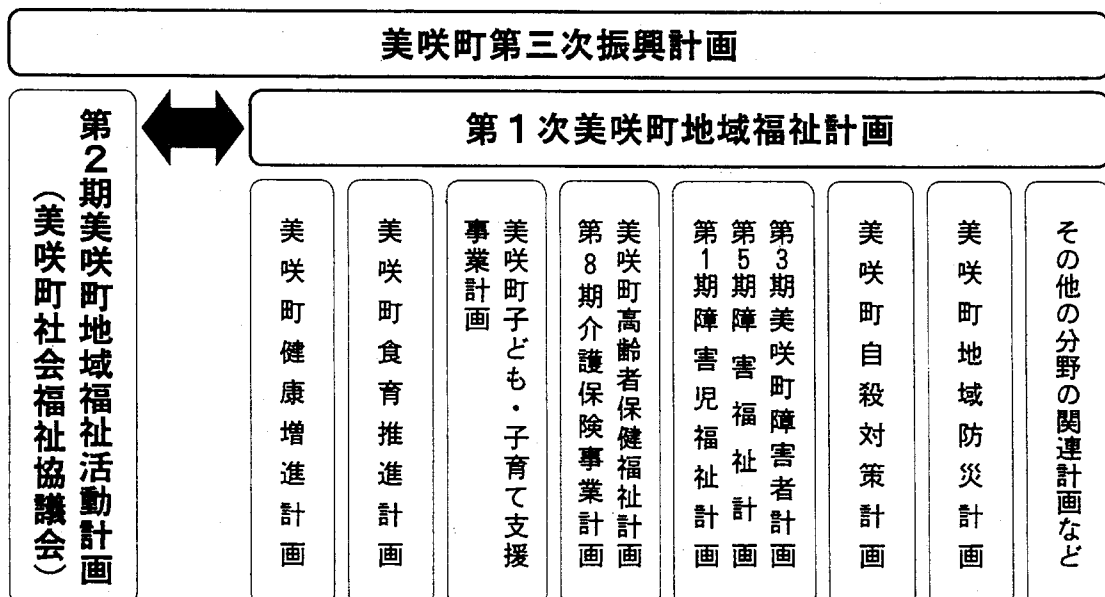
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合に、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 関連計画との関係

本計画は、美咲町第三次振興計画を最上位計画とし、「美咲町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「美咲町障害者計画」「美咲町子ども・子育て支援事業計画」「美咲町健康増進計画」「美咲町食育推進計画」等の福祉分野の個別計画との整合・連携を図りつつ、それらの共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置付けられています。

また、その他の関連計画や、美咲町社会福祉協議会が策定する「第2期美咲町地域福祉活動計画」とも整合・連携を図ります。

■地域福祉計画と各種福祉計画等との関連図



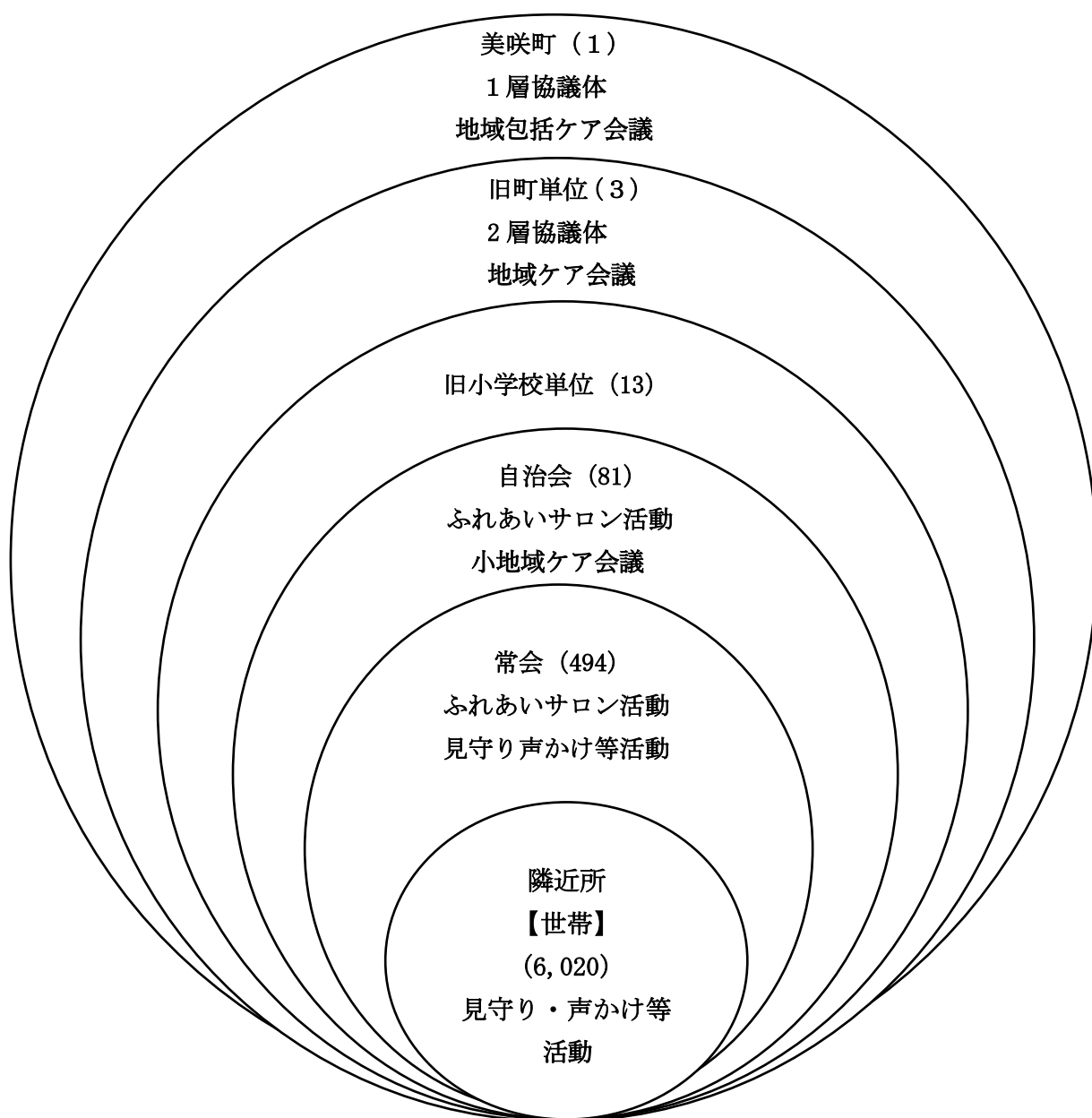
4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度の4年間とします。

本計画と 主な関連計画	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
美咲町振興計画	前期計画	第3次計画				
美咲町 地域福祉計画			本計画			
美咲町 健康増進計画	第2次計画					次期計画
美咲町 食育推進計画	第2次計画					次期計画
美咲町 子ども・子育て 支援事業計画	前期計画	第2期計画				
美咲町 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	現行計画	第8期計画				次期計画
美咲町 障害者計画	第3期計画 (第5期障害福祉計画は令和2年度まで)				次期計画	
美咲町 自殺対策計画	第1次計画					次期計画
美咲町 地域福祉活動計画 (美咲町社会福祉協 議会)	前期計画	第2期計画				

5. 圏域の捉え方

地域福祉を進めていくためには、町全体で取り組むこと、町内各地域で取り組むこと、身近な地域で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要になってきます。



第2章 美咲町の地域福祉を取り巻く現状

1. 町の人口等の動き

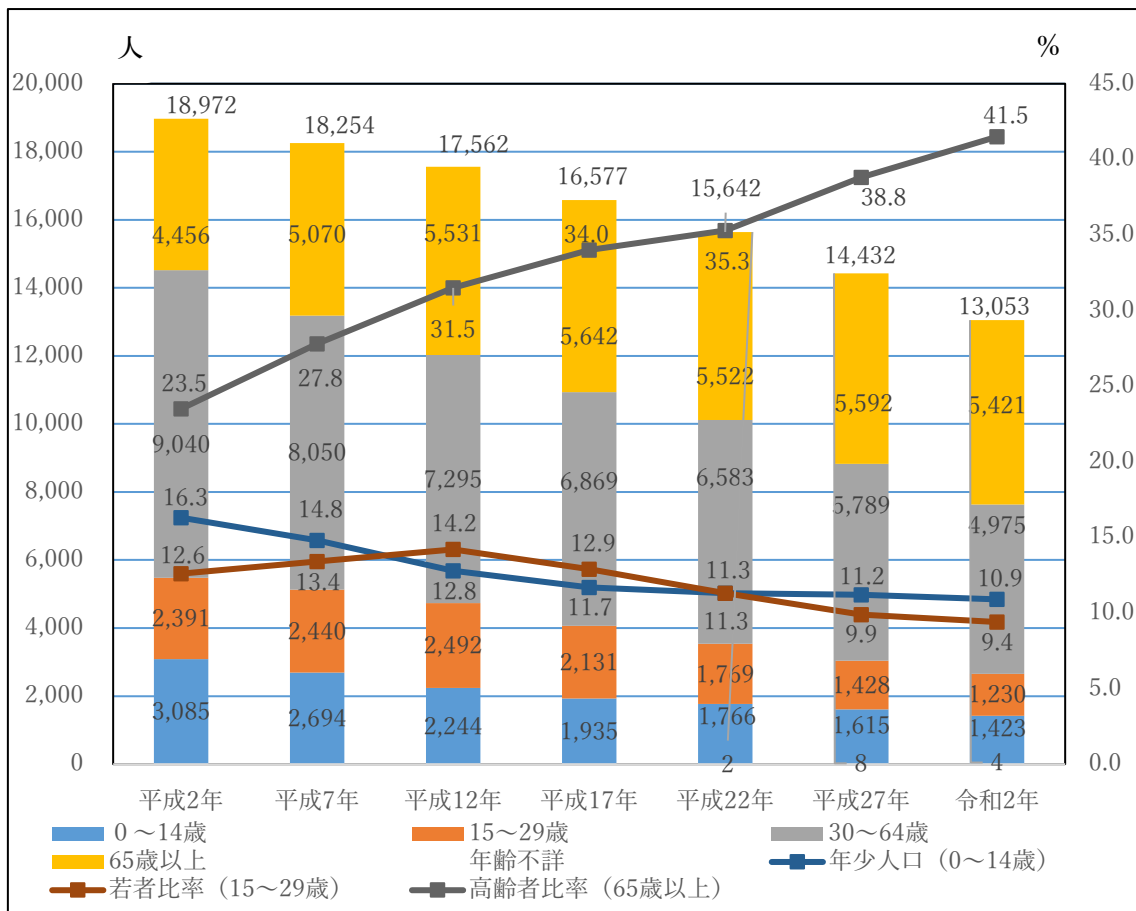
(1) 人口・世帯数の推移

美咲町の総人口は、令和2（2020）年10月1日の国勢調査によると13,053人で、減少し続けています。

年齢区分ごとに推移をみると、全ての年齢層の人口が減少していますが、特に生産年齢人口（15歳～64歳）の減少幅が大きくなっています。

その結果、人口構成比はこの30年の間に、高齢者（65歳以上）が23.5%から41.5%に大幅に拡大する一方、年少人口は16.3%から10.9%へと縮小し、少子高齢化が急速に進んでいます。

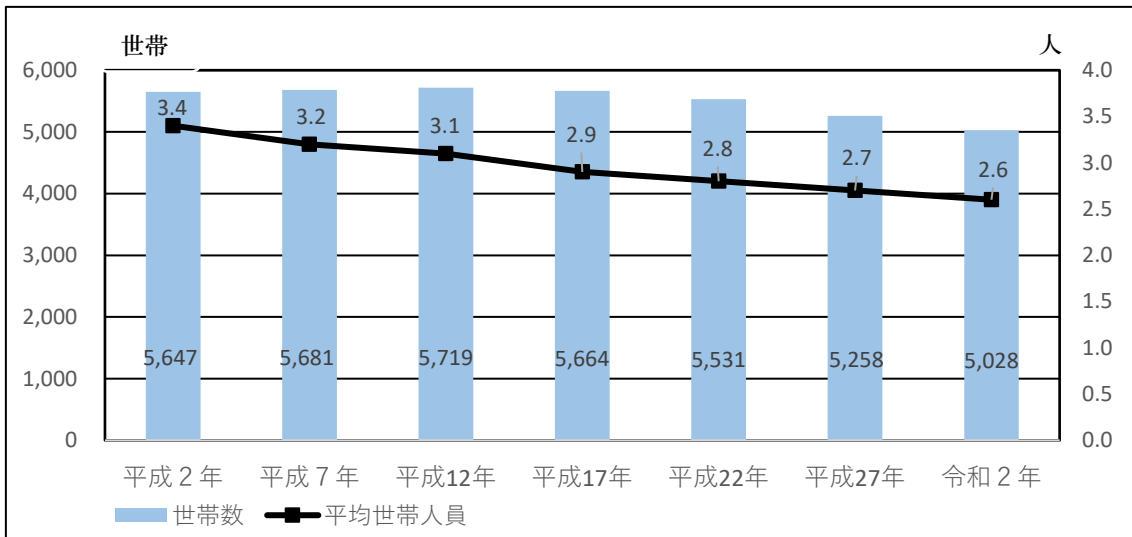
■人 口



(出典：国勢調査)

世帯数は、平成12（2000）年にかけて増加していましたが、平成17（2005）年以降減少に転じ、令和2年（2020）年では5,028世帯となっています。1世帯当たりの人員は減少傾向がみられ、令和2年（2020）年には2.6人と一層の核家族化が進んでいます。

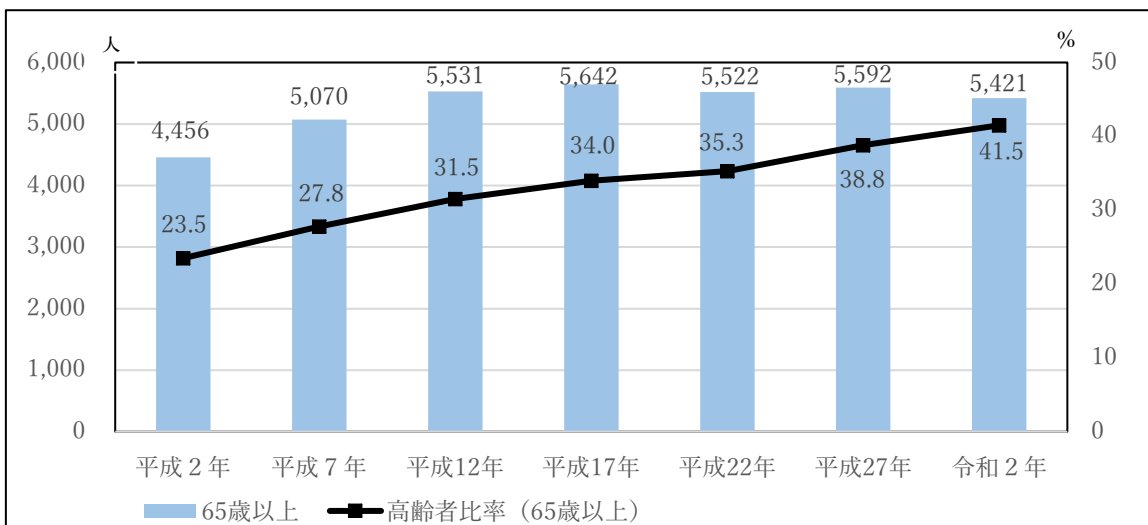
■世帯数



（出典：国勢調査）

（2）高齢者の人口推移

高齢者の人口推移をみると、平成17（2005）年にかけて増加しています。人口の減少にともない高齢者人口も減少傾向にありますが、人口構成比は、高齢化率は合併当時の平成17（2005）年の34.0％から令和2（2020）年には41.5％と大幅に拡大しています。

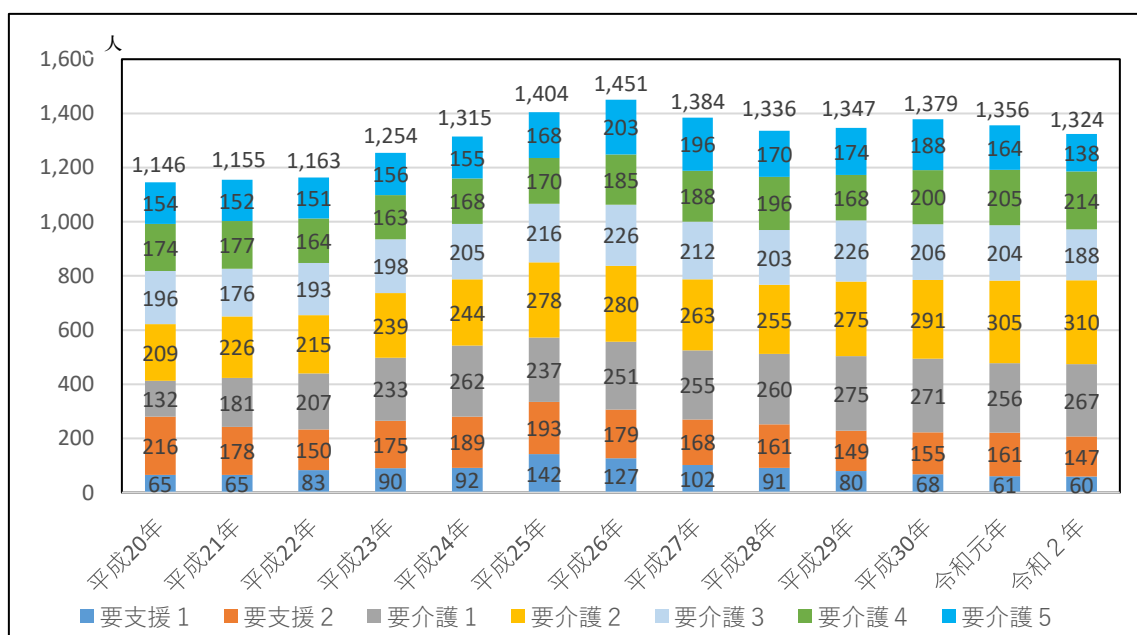


（出典：国勢調査）

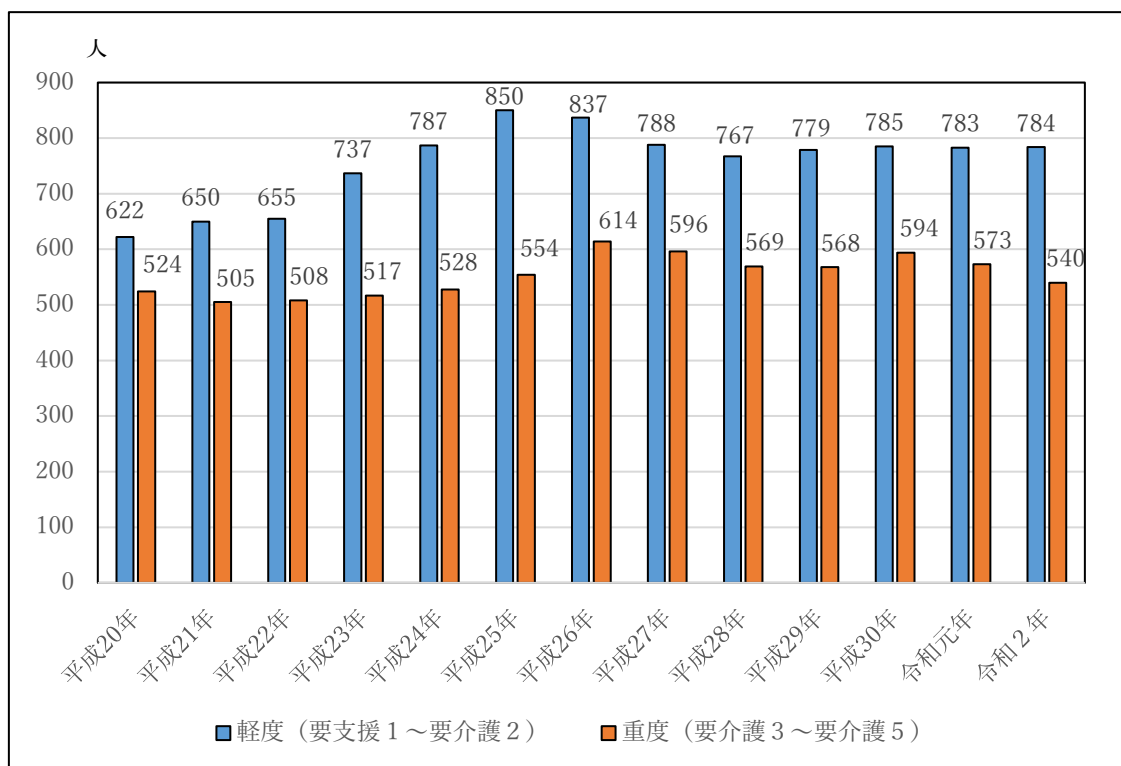
(3) 要支援・要介護認定者数の推移

介護保険制度における要支援・要介護認定者数は減少傾向にあります。

要支援1から要介護2までの軽度の認定者数は横ばいであるが、平成30（2018）年度から町内で総合整備事業が始まり、要介護3から要介護5の重度の介護認定者数は減少傾向にあります。

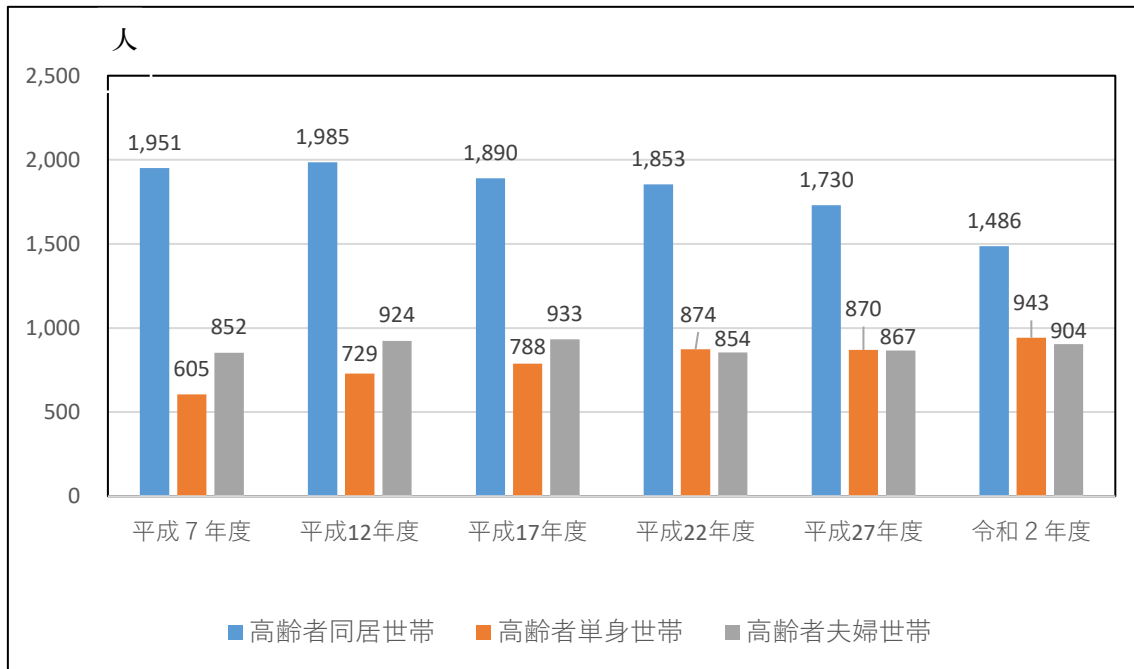


（出典：決算事務報告書）



(4) 高齢者単身世帯数・高齢者夫婦世帯数の推移

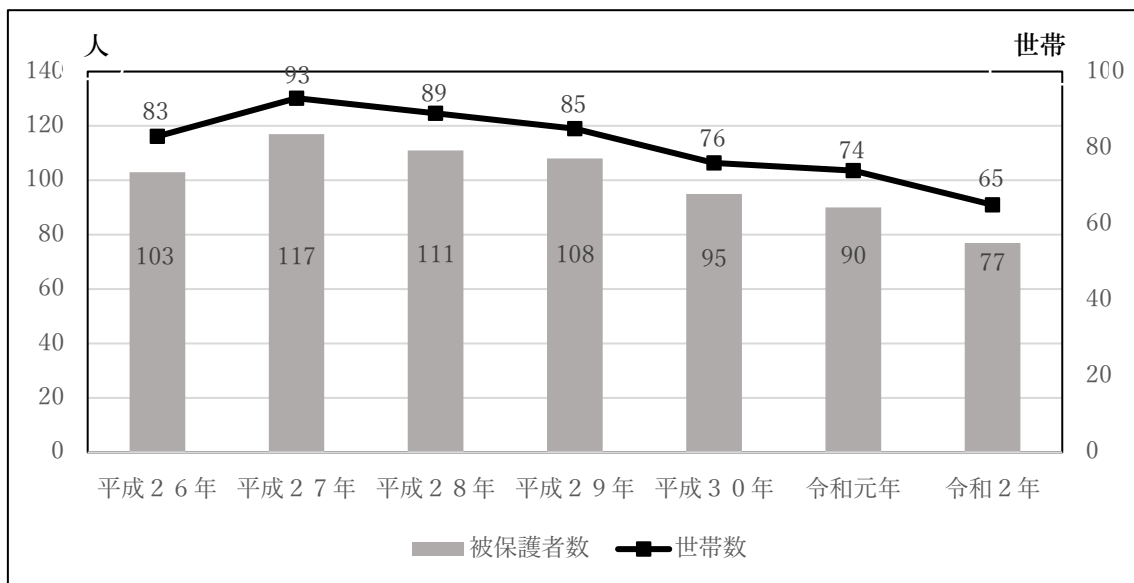
高齢者夫婦世帯は横ばい、高齢者同居世帯が年々減少傾向にある一方、高齢者単身世帯は年々増加傾向にあり、独居高齢者が増えていることが分かります。



(出典：国勢調査)

(5) 生活保護受給者・世帯数の推移

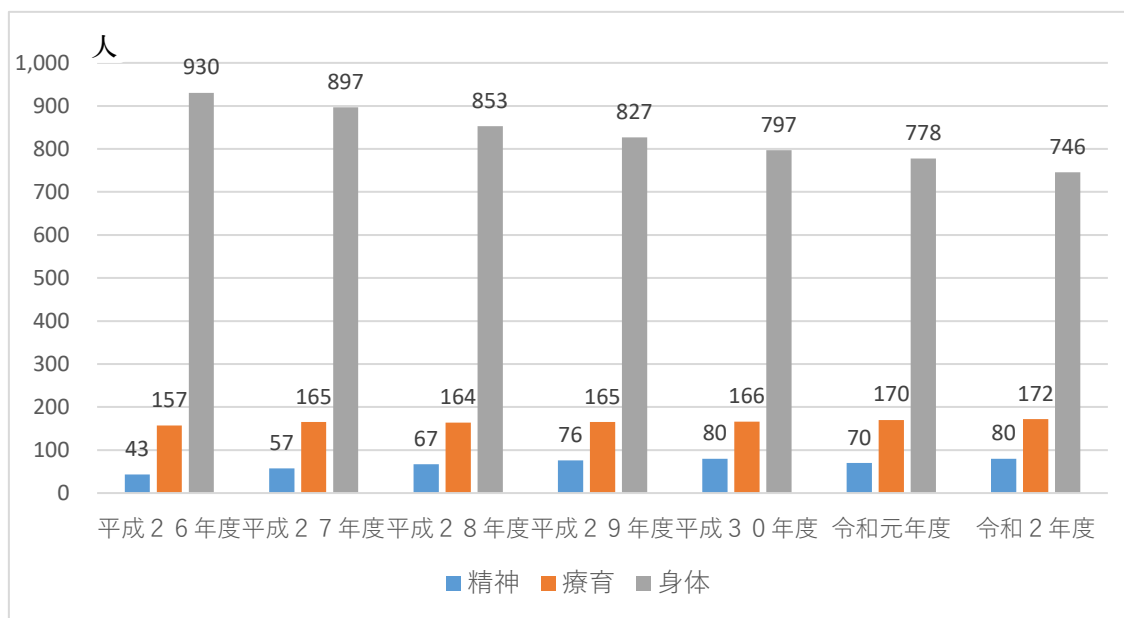
生活保護受給者数及び世帯数は、平成27(2015)年の93世帯、117人をピークに減少を続けています。



(出典：決算事務報告書)

(6) 障害者手帳保有者数の推移

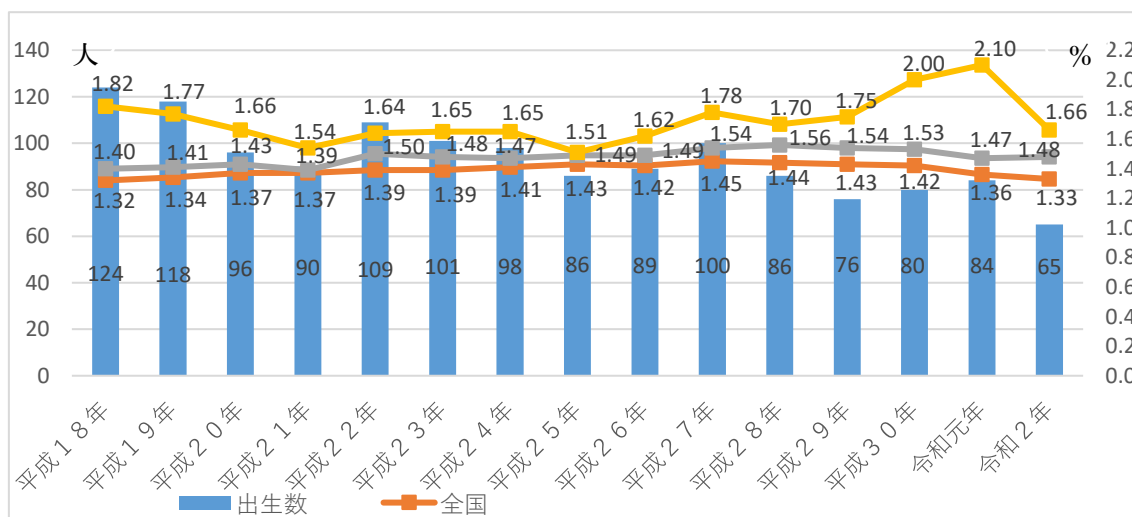
障害者手帳保有者数をみると、身体障害者手帳保有者は減少しており、療育手帳保有者数はほぼ横ばい傾向、精神障害者保健福祉手帳保有者は平成30年度までは増加していましたが、近年は横ばい傾向にあります。



(出典：決算事務報告書)

(7) 合計特殊出生率の推移

全国的に少子化が進行する中、本町においては、合計特殊出生率⁽¹⁾は国や県の平均を上回っており、令和元(2019)年には2.10に増加しましたが、人口を維持するために必要となる2.07以上を維持していく必要があります。

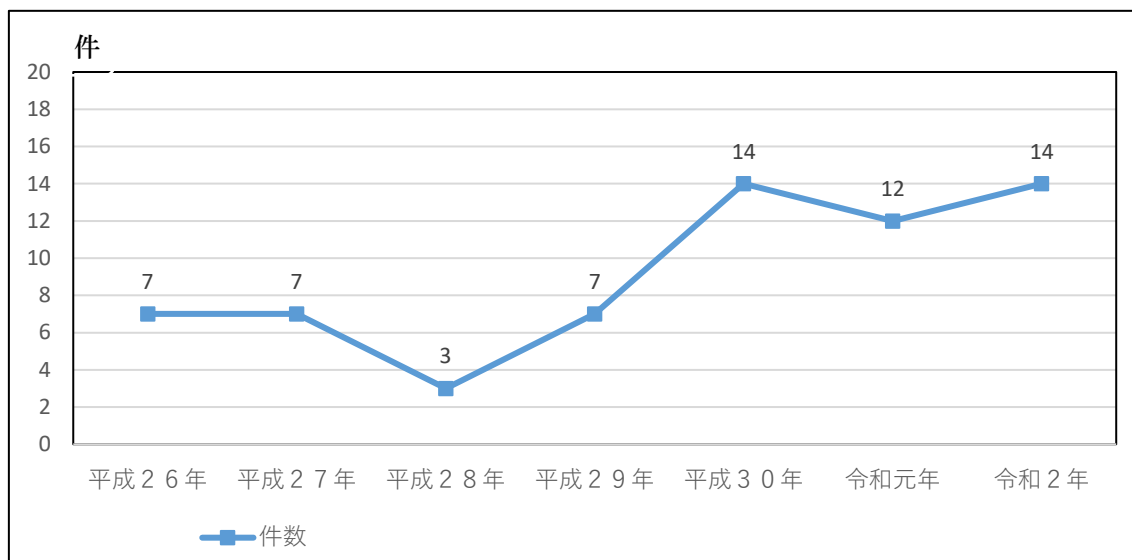


(出典：決算事務報告書)

(1) 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均のこと。

(8) 高齢者虐待相談・通報受付件数の推移

高齢者虐待相談・通報受付件数が増加しており、平成30（2018）年に14件と急増して以降は横ばいとなっています。

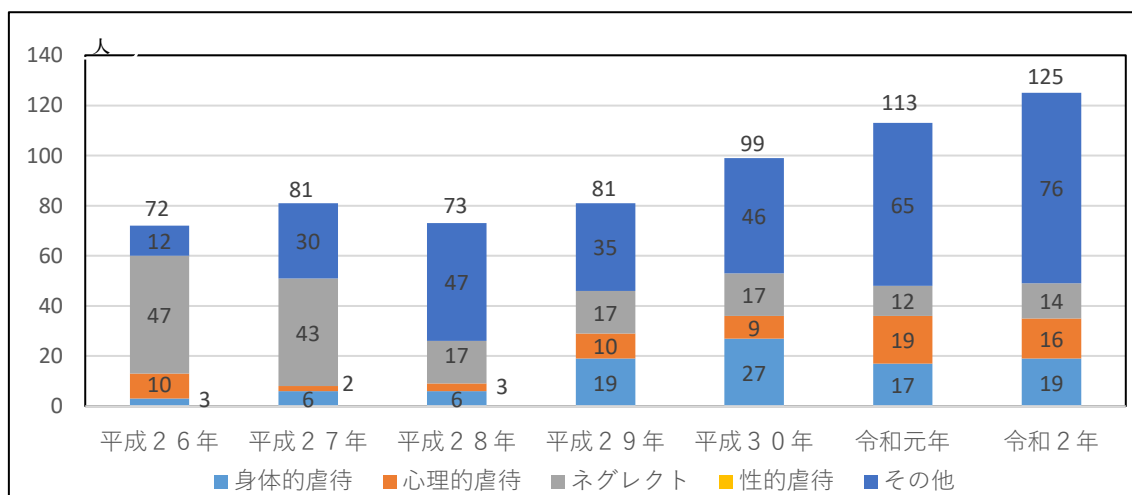


（出典：決算事務報告書）

(9) 要保護児童等の推移

要保護児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）等の件数は、新規通告・相談件数の増加に伴い、平成28（2016）年以降、全体数は年々増加しています。平成26（2014）年から平成27（2015）年まではネグレクト⁽¹⁾の件数が最も多くなっていましたが、その他の割合が過半数近くに増加し、虐待に至る前の早めの通告・相談が増えていると考えられます。また、新規通告・相談経路については、保健センターや教育委員会からの通告が増えています。

■要保護児童等の推移

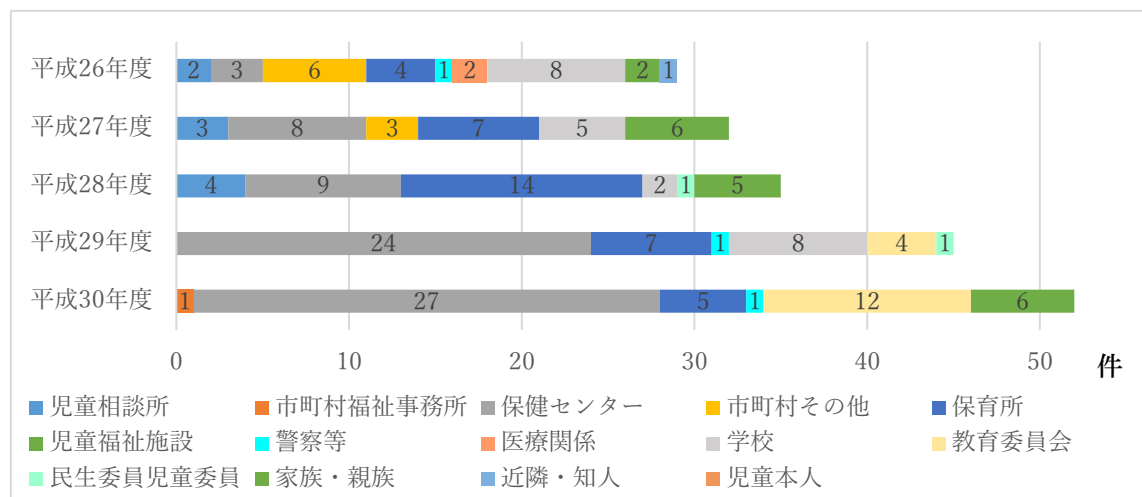


（出典：決算事務報告書）

※「その他」は、虐待の判断はできないものの、放置すれば虐待に至るリスクのあるものや、家庭状況を引き続き調査する必要があるもの等が該当します。

(1) ネグレクト：虐待のひとつ。保護者や介護者による養育や介護の放棄。この場合育児放棄を指す。

■新規通告・相談経路

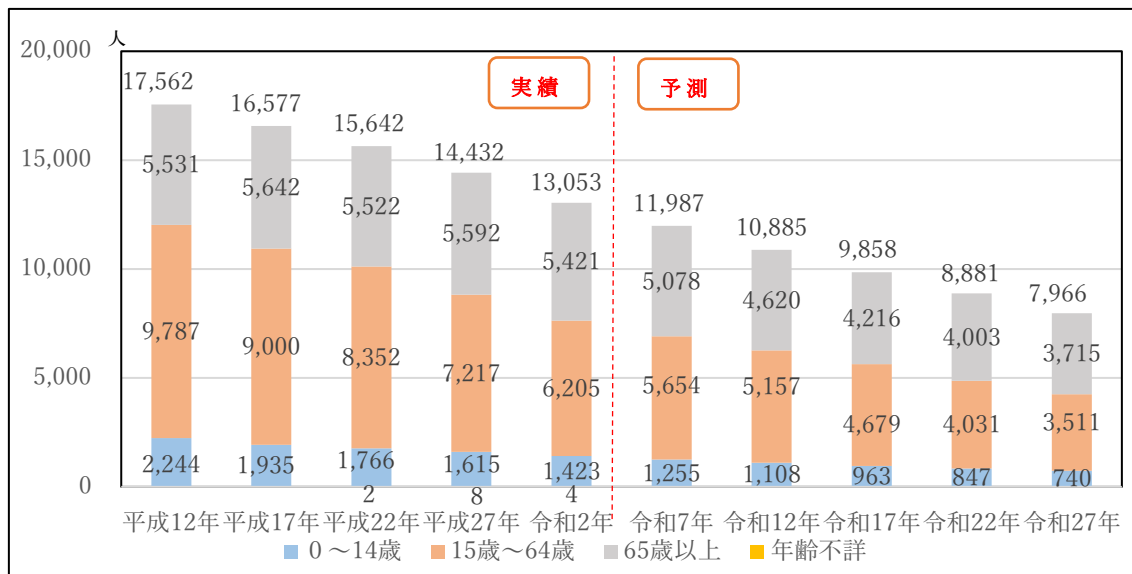


(出典：決算事務報告書)

（１０）町人口の将来推計

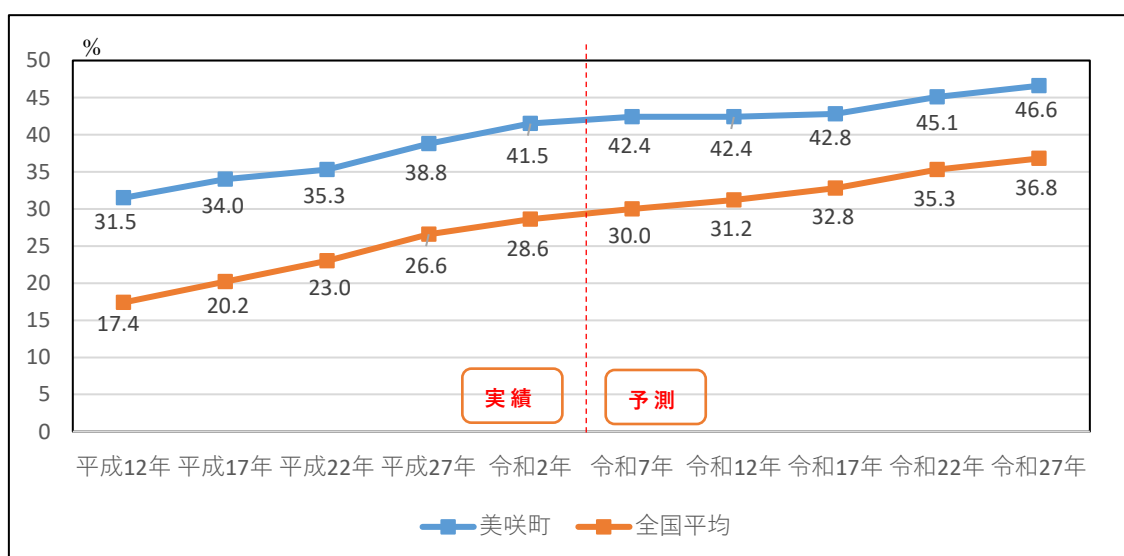
国立社会保障・人口問題研究所による人口推計を基にすると、令和７（２０２５）年度の本町の人口は１１，９８７人にまで減少する推計結果が出されています。この減少ペースで推移すれば、その後の１０年間で１万人を切るまでに人口が減少する見込みです。また、高齢化率は４０％を超え上昇傾向にあり、高齢化は急速に進行する見込みです。

■計画期間における人口（推計）



（出典：第三次振興計画）

■計画期間における高齢化率（推計）



（出典：第三次振興計画）

2. 住民アンケート・住民座談会から見た地域福祉の現状と課題

本町の現状や将来のまちづくりに対する住民の意識やニーズ⁽¹⁾を把握し、今後のまちづくりに反映するため、美咲町社会福祉協議会と協働で住民アンケート及び住民座談会を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の状況下での影響について、民生委員児童委員、サロン活動関係者、ケアマネージャー等にアンケート調査を実施しました。

アンケートの内容については、一部抜粋したものです。

(1) 住民アンケート

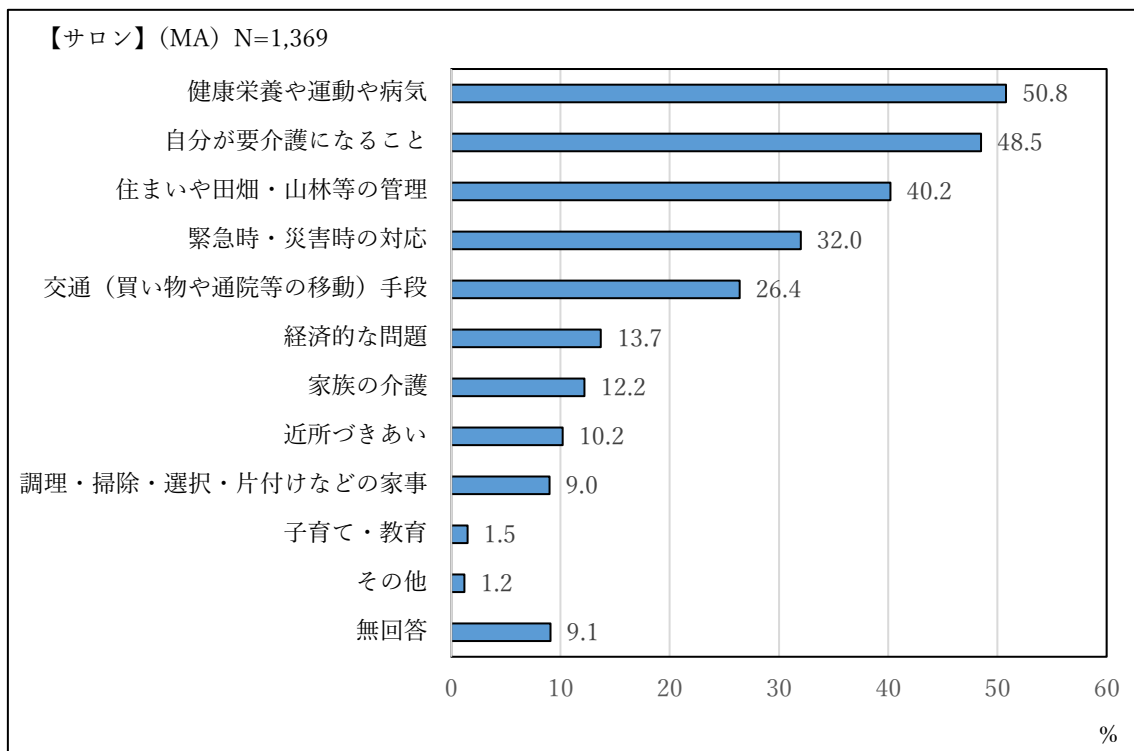
調査年月：令和元（2019）年8月

	サロン・社協会員	小地域ケア会議 （自治会）	保育園・小学校・ 中学校の保護者	夏ボランティア 参加者
配布数	2, 023枚	570枚	812枚	100枚
回収数	1, 369枚	422枚	400枚	100枚
回収率	67.7%	74.0%	49.3%	100%

【サロン・社協会員】

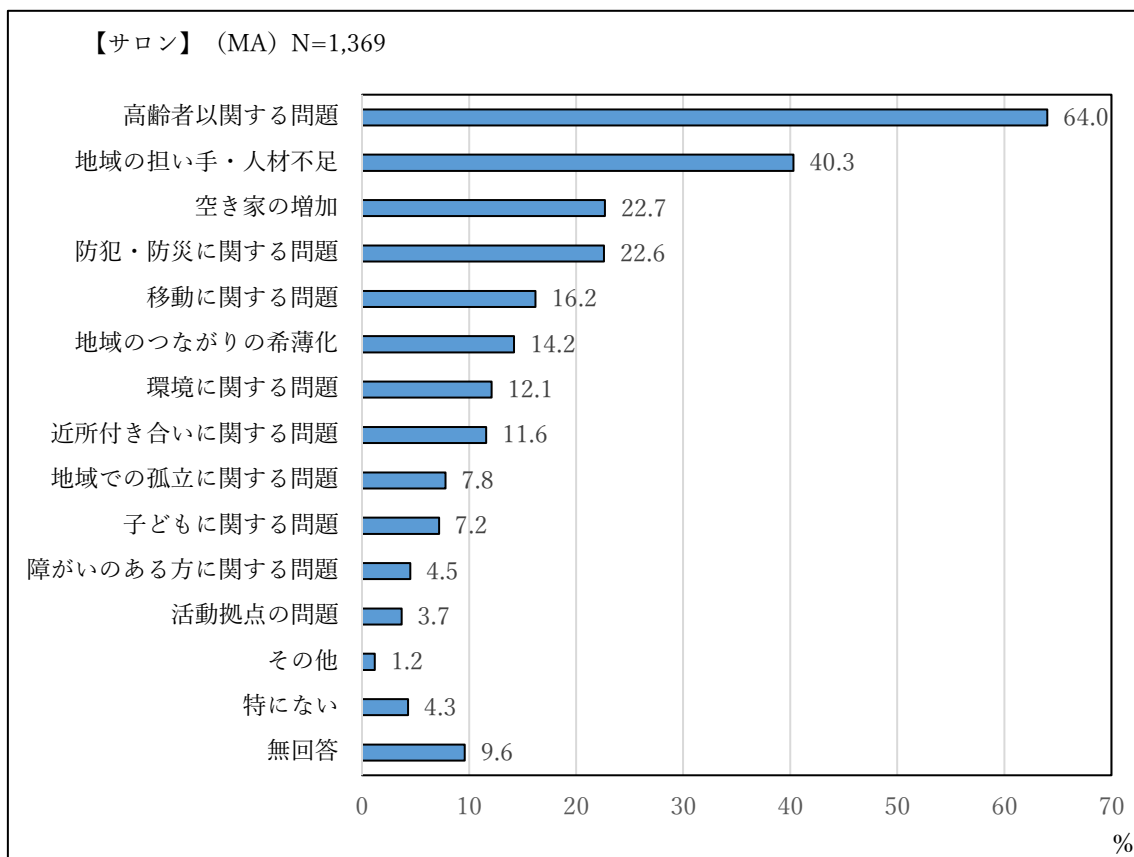
●日常生活で不安に思っていることは何ですか。

「健康栄養や運動や病気」、「自分が要介護になること」が高くなっています。



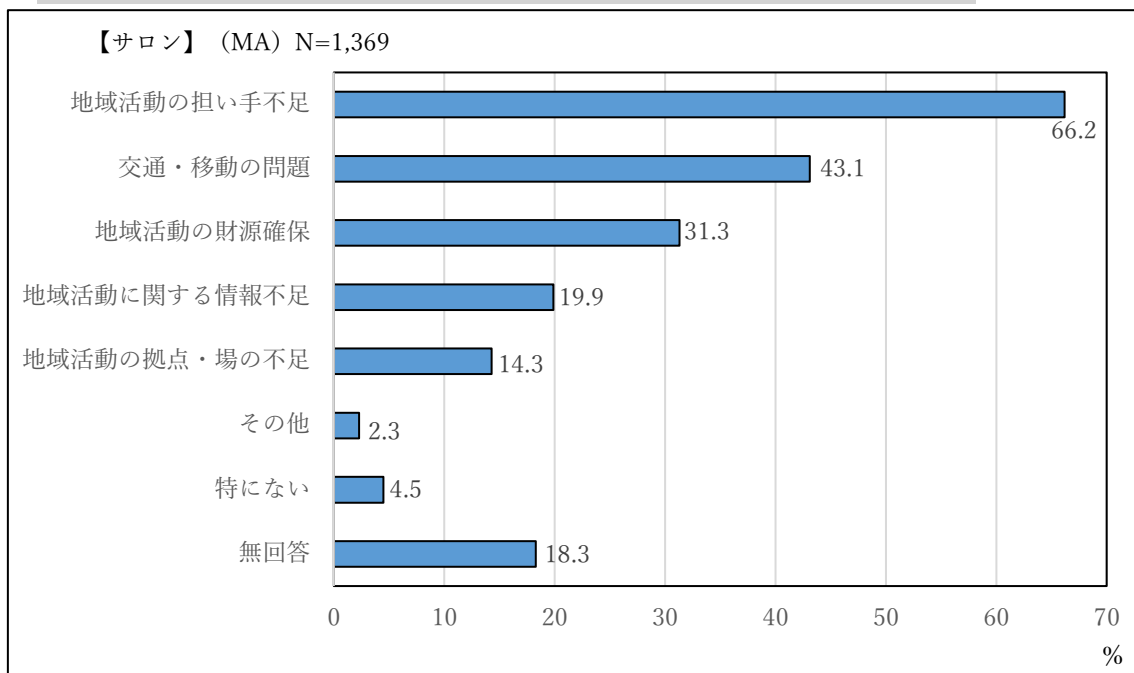
●今お住まいの地域の課題は何ですか。

「高齢者に関する問題」、「地域の担い手・人材不足」が高くなっています。



●今後、地域づくりを進めていく上で課題となることは何ですか。

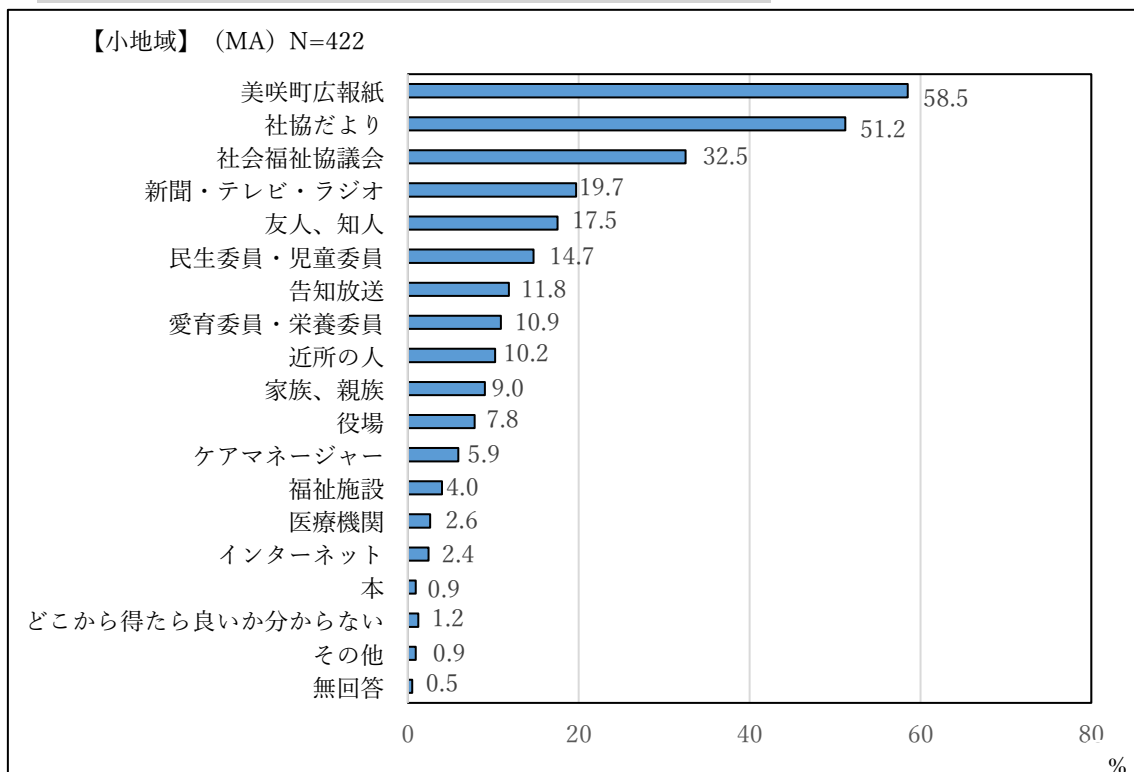
「地域活動の担い手不足」、「交通・移動の問題」が高くなっています。



【小地域ケア会議】

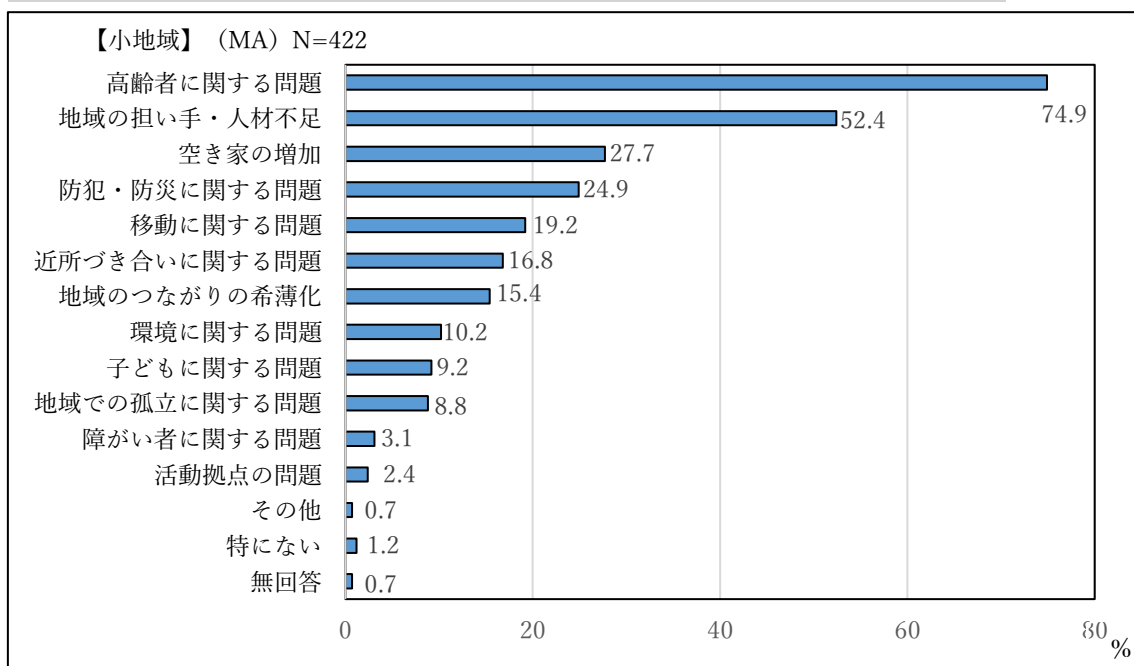
- 『福祉の情報』を主にどこから得ていますか。

「美咲町広報誌」、「社協だより」が高くなっています。



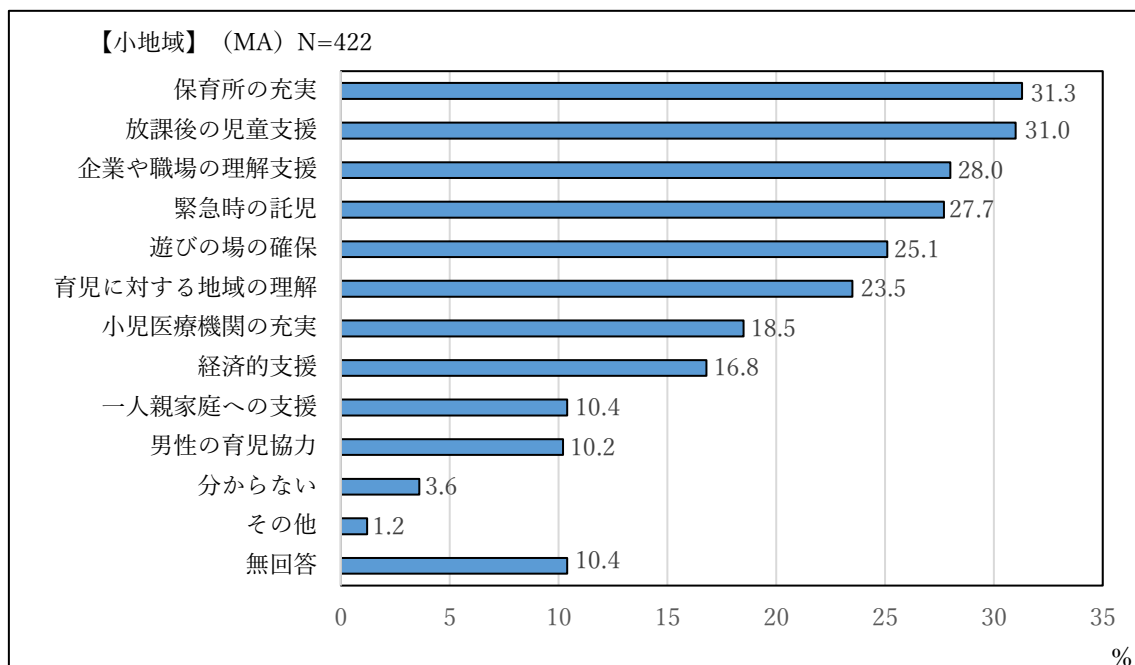
- あなたの地域には、特にどのような課題や問題がありますか。

「高齢者に関する問題」、「地域の担い手・人材不足」が高くなっています。



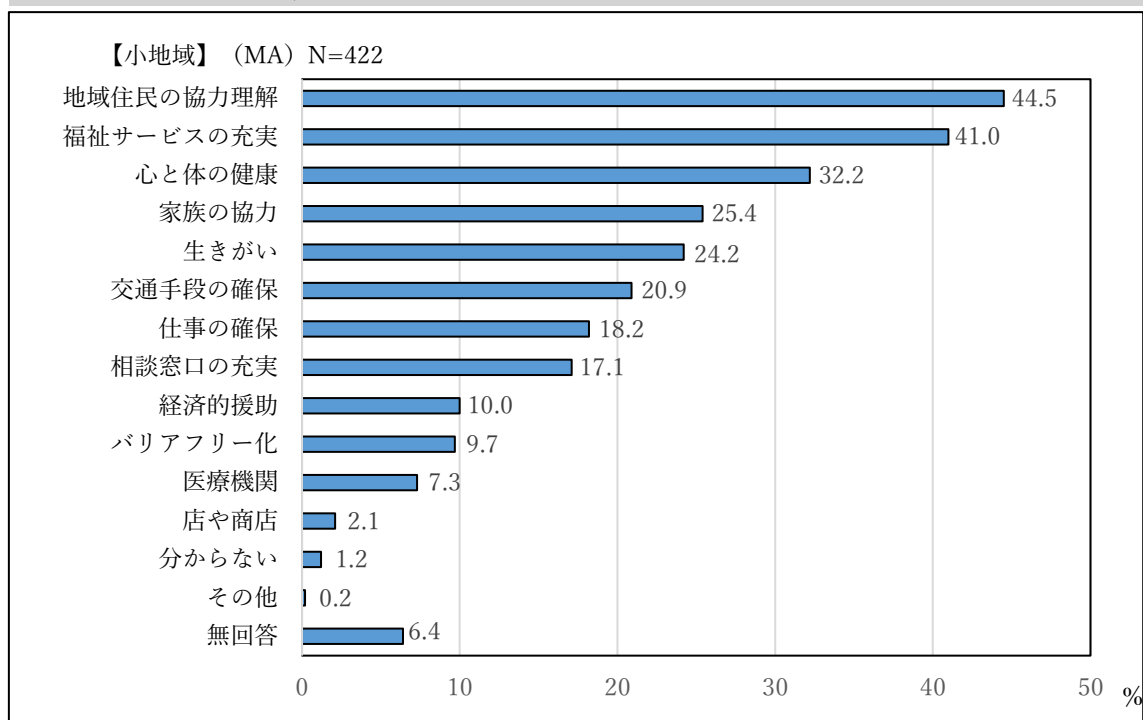
●子育てしやすい地域づくりのために、大切だと思うことは何ですか。

「保育所の充実」、「放課後の児童支援」、「企業や職場の理解支援」が高くなっています。



●障がい⁽¹⁾を持つ方が地域で生活する上で、あなたが特に大切だと思うことは何ですか。

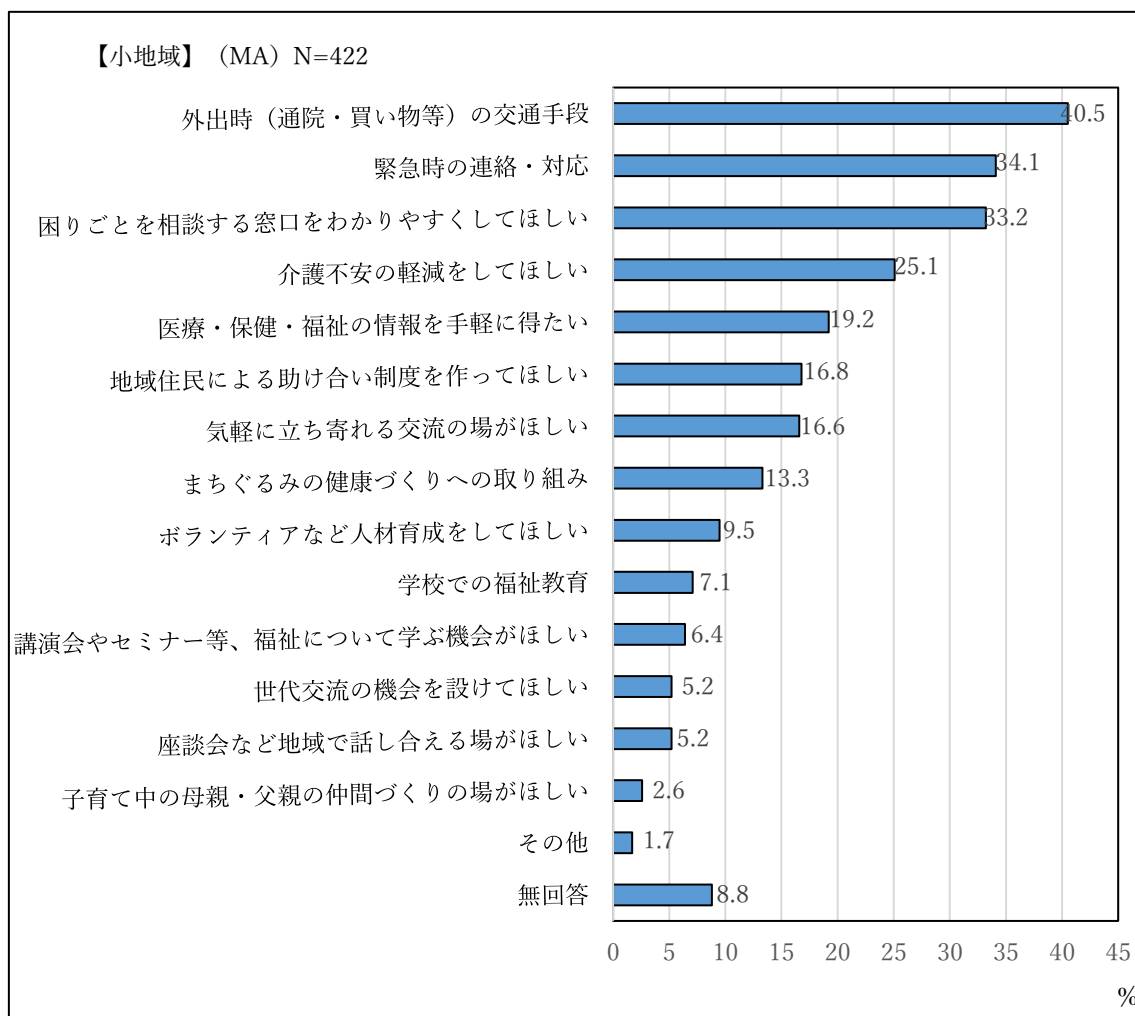
「地域住民の協力理解」、「福祉サービスの充実」、「心と体の健康」が高くなっています。



(1)障がい：障害の表記について、本計画では「障害」という用語を、法律や団体名等に規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記。

●福祉のまちづくりのために取り組んでほしいことは何ですか。

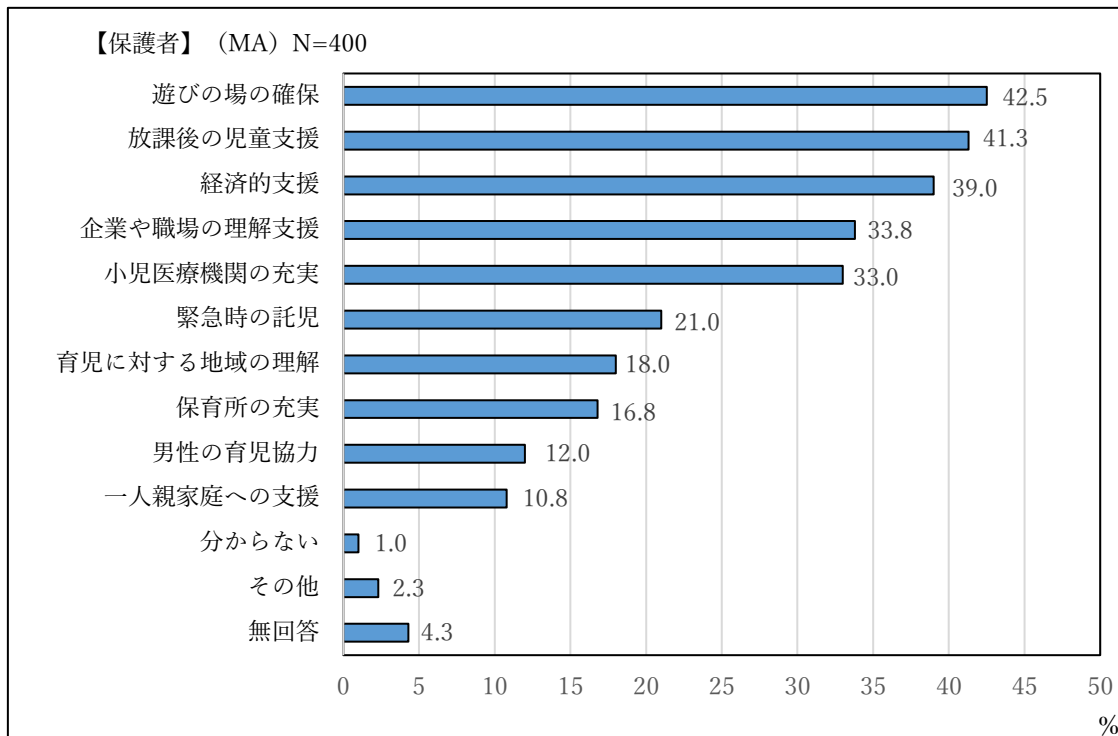
「外出時（通院・買い物等）の交通手段」、「緊急時の連絡・対応」、「困りごとを相談する窓口を分かりやすくしてほしい」が高くなっています。



【保育園・小学校・中学校の保護者】

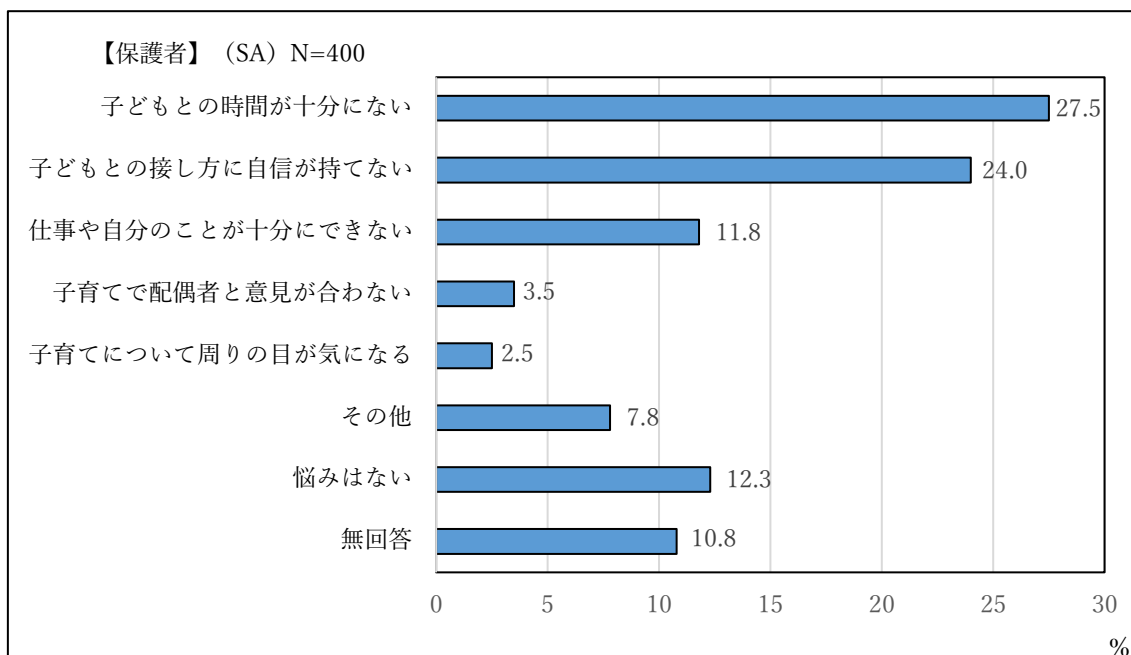
●子育てしやすい地域づくりのために、大切だと思うことは何ですか。

「遊び場の確保」、「放課後の児童支援」、「経済的支援」が高くなっています。



●あなたが子育てしていてどんなことが一番の悩みですか。

「子どもとの時間が十分でない」、「子どもとの接し方に自信が持てない」が高くなっています。



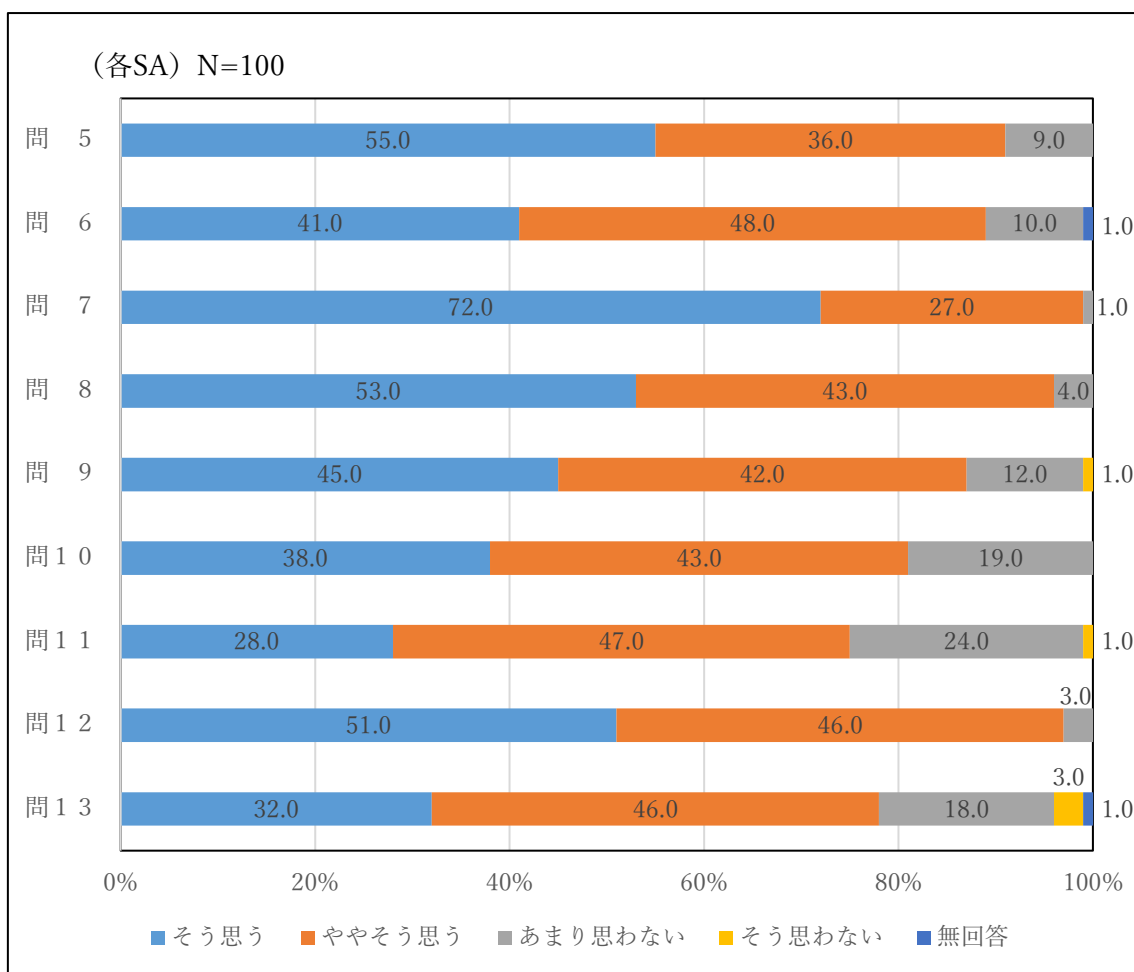
【夏ボランティア参加者】

●それぞれの活動や環境についてどのように思いますか。

ほとんどの項目で「そう思う」「ややそう思う」がかなり高い割合を占めています。

その中でも「あまり思わない」が比較的高いのは『問 7 防災や災害が起こった時の準備が出来ていると思う』『問 6 障がいのある人が生活しやすい環境である』『問 9 今後も美咲町に住み続けたい』といった項目になっています。

- ・問 5 地域のお祭りや清掃活動など地域の活動に参加している
- ・問 6 近所の人の名前や顔が分かる。
- ・問 7 近所付き合いは大切だと思う。
- ・問 8 子ども（就学前～高校生）が生活しやすい環境である。
- ・問 9 高齢になっても生活しやすい環境である。
- ・問 10 障がいのある人が生活しやすい環境である。
- ・問 11 防災や災害が起こったときの準備ができていると思う。
- ・問 12 地域での支え合いが出来ていると思う。
- ・問 13 今後も美咲町に住み続けたい。



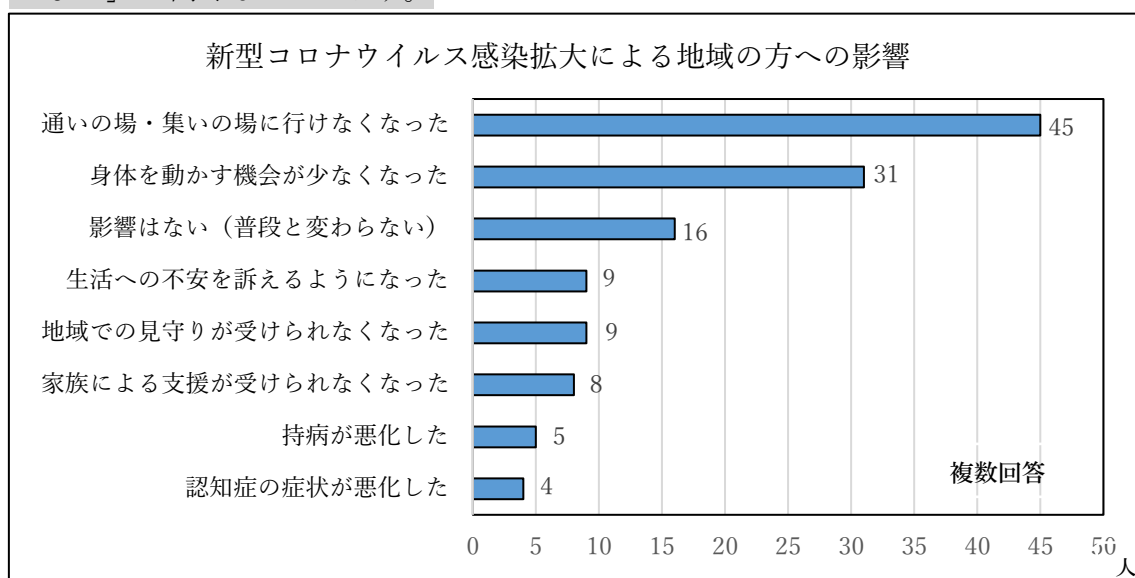
（２）民生委員・児童委員アンケート

調査年月：令和２（２０２０）年９月

	民生委員・児童委員
委員数	７０人
回収数	５５枚
回収率	７８．６％

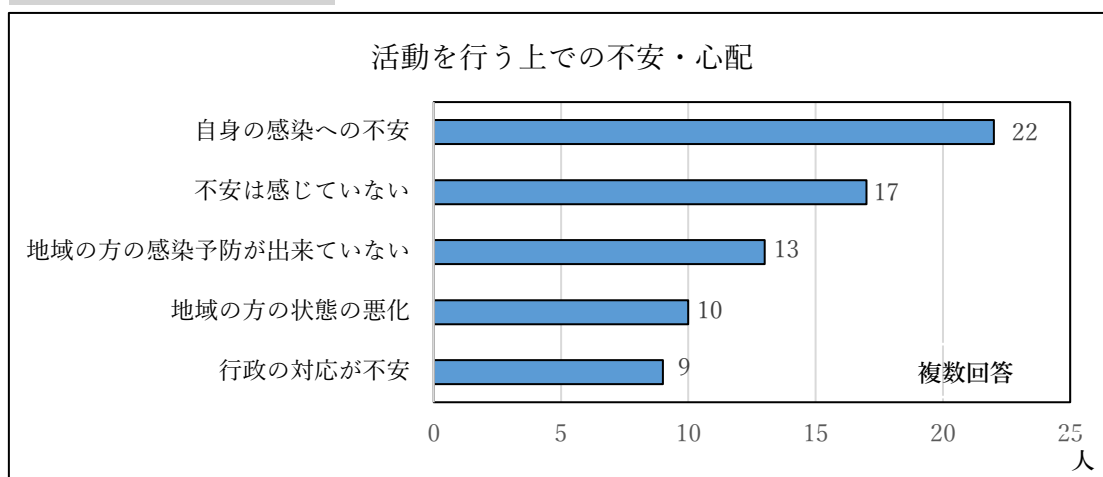
●新型コロナウイルス感染拡大により地域の方にどのような影響がありますか。

「通いの場等に行けなくなった」、「身体を動かす機会が少なくなった」、「影響はない」が高くなっています。



●現在、活動を行う上で不安・心配なことはどのようなことですか。

「自身の感染への不安」、「心配は感じていない」、「地域の方の感染予防が出来ていない」が高くなっています。



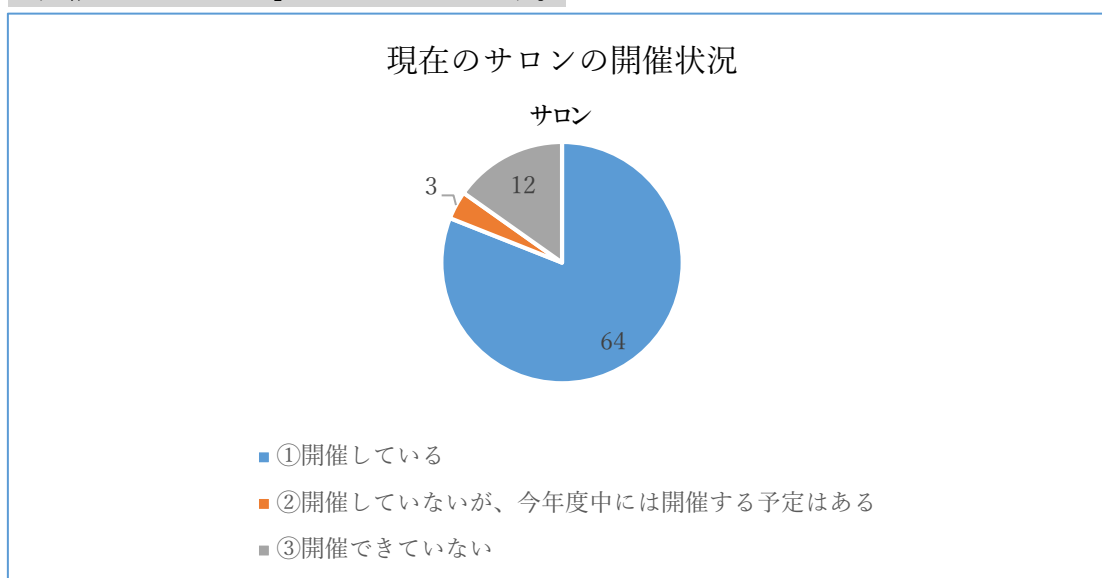
(3) サロン活動関係者アンケート

調査年月：令和2（2020）年11月

	サロン
配布数	112人
回収数	79枚
回収率	70.5%

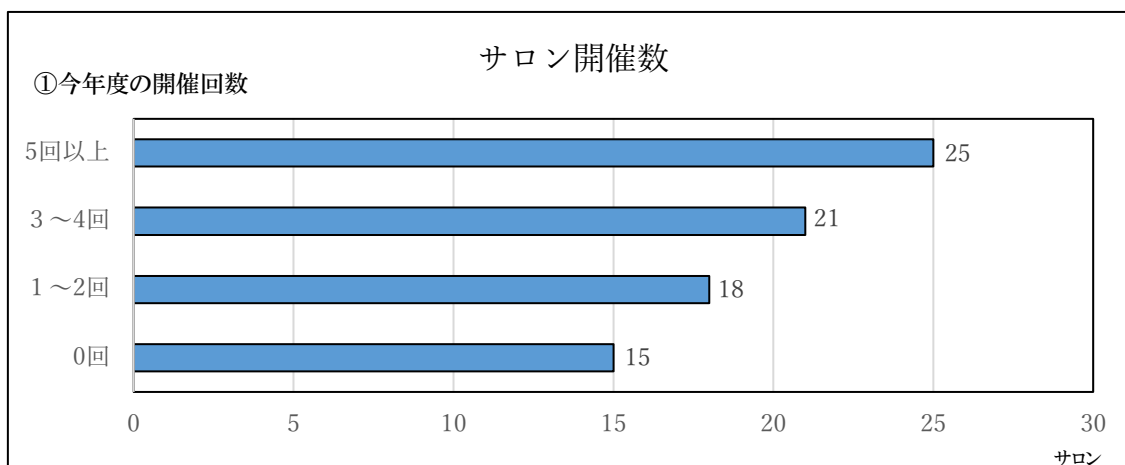
●現在サロンは開催していますか。

「開催している」が高くなっています。例年は、すべてのサロンで開催できていたが、「開催できていない」サロンがあります。



●今年度のサロン開催数は何回ですか。

「5回以上」が高くなっています。感染予防にしっかりと努めながら開催しているサロンが多いが、開催回数については大幅に減っています。



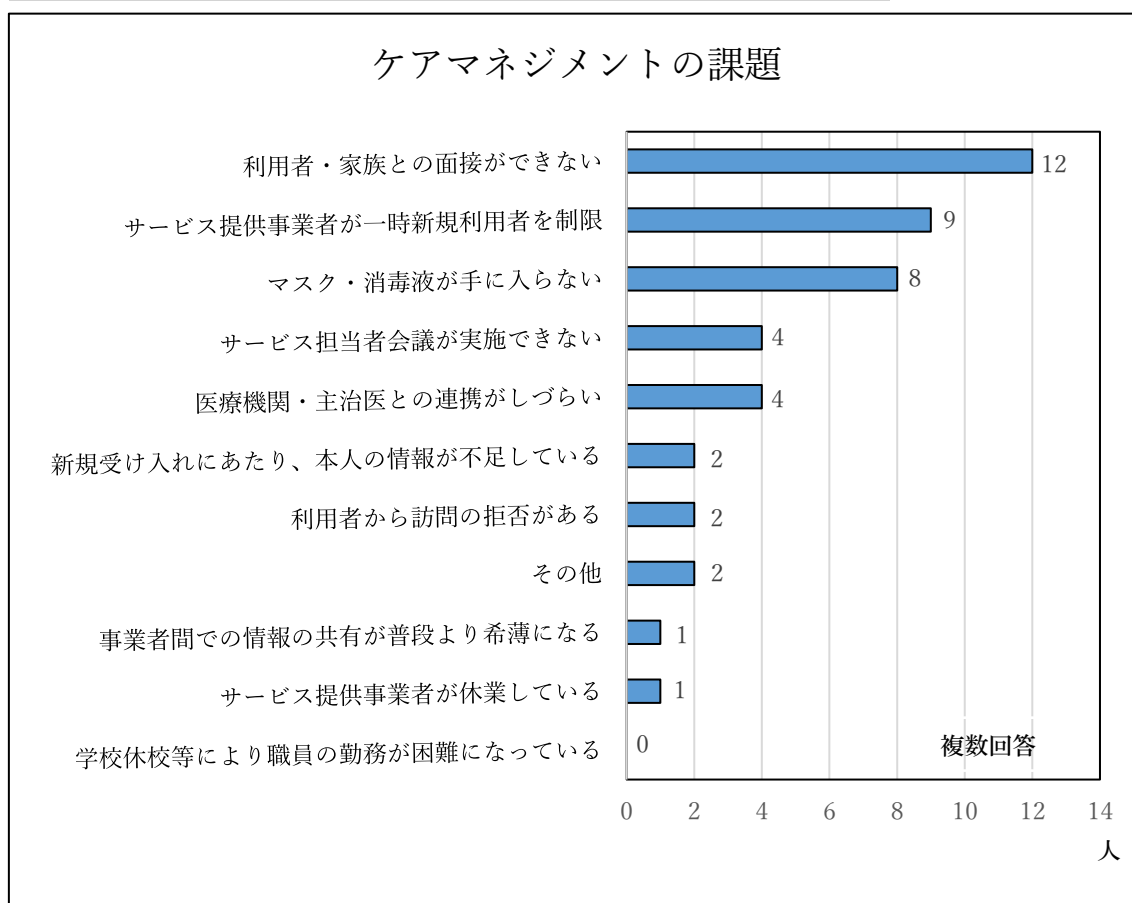
(4) ケアマネージャー等アンケート

調査年月：令和2（2020）年8月

	ケアマネージャー等
配布数	25人
回収数	15枚
回収率	60.0%

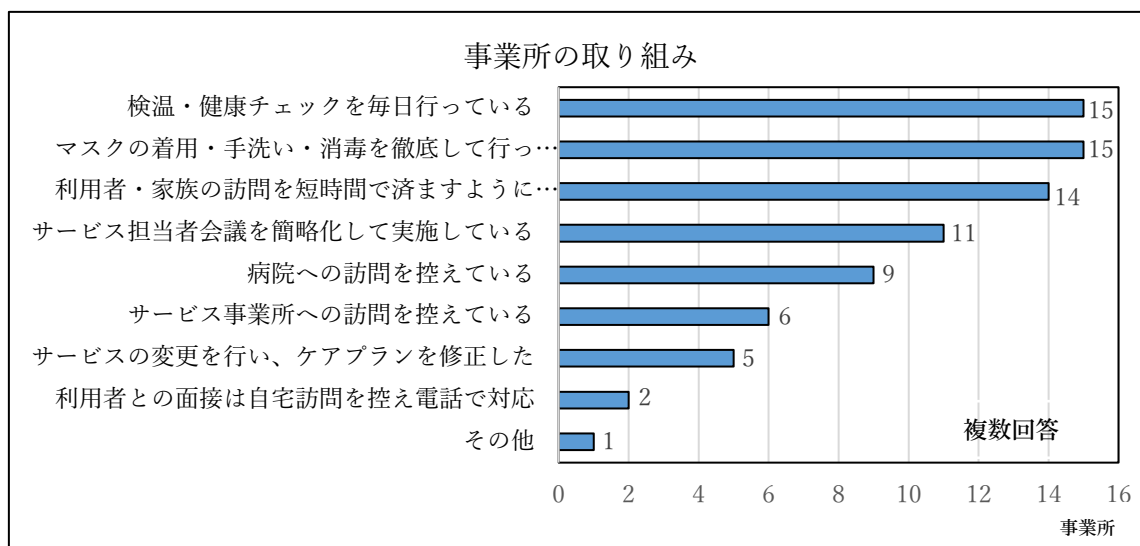
●新型コロナウイルス感染拡大の中、ケアマネジメントを実施していくうえでどのような課題がありますか。

「利用者・家族との面接ができない」、「サービス提供事業者が一時新規利用者を制限している」、「マスク・消毒液が手に入らない」が高くなっています。

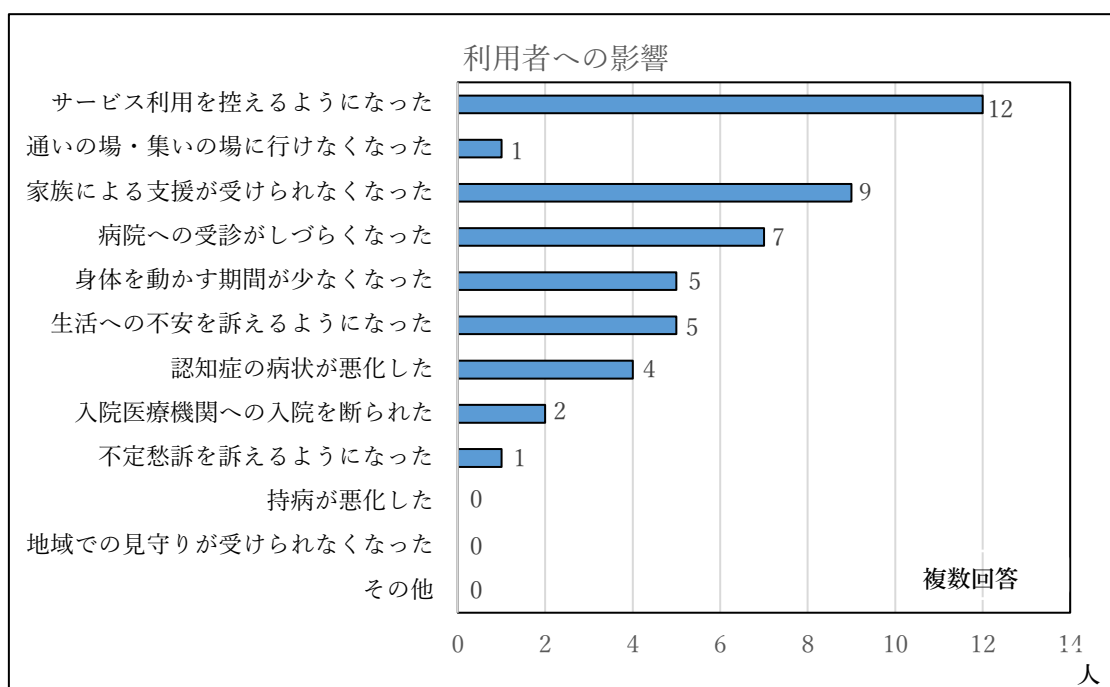


- 新型コロナウイルス感染拡大の対策として、事業所でどのようなことを取り組んでいますか。

「検温・健康チェックを毎日行っている」、「マスクの着用・手洗い・消毒を徹底して行っている」、「利用者・家族の訪問を短時間で済ますようにしている」が高くなっています。

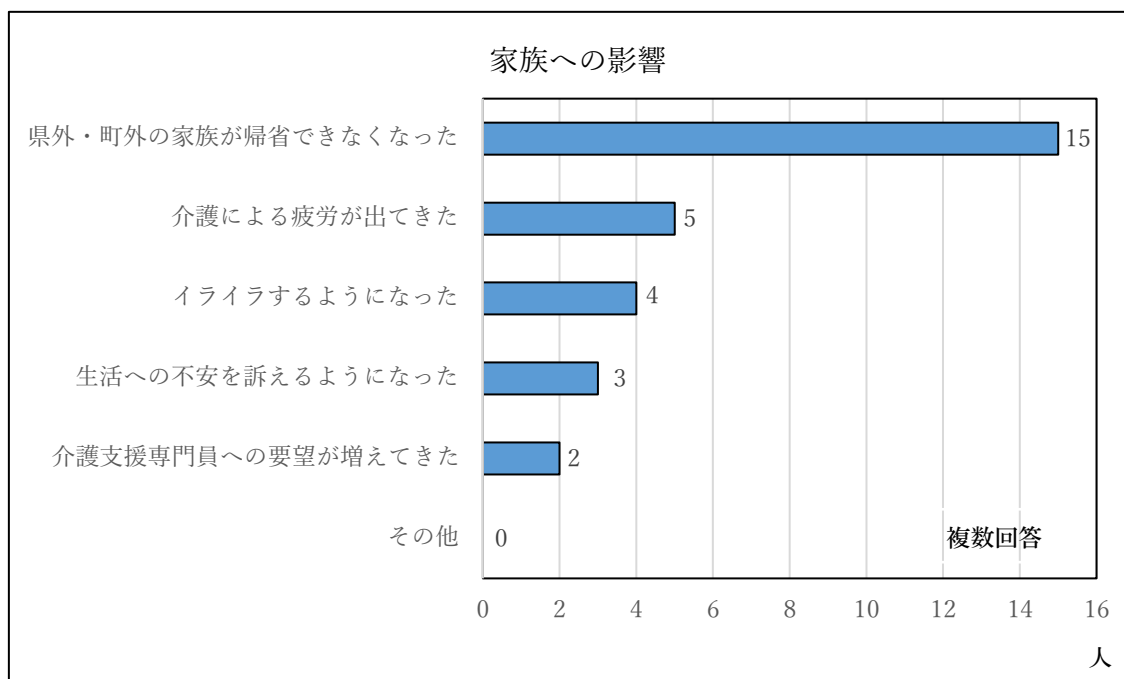


- 新型コロナウイルス感染拡大により利用者にどのような影響がありますか。
- 「サービス利用を控えるようになった」、「通いの場・集いの場に行けなくなった」、「家族による支援が受けられなくなった」が高くなっています。



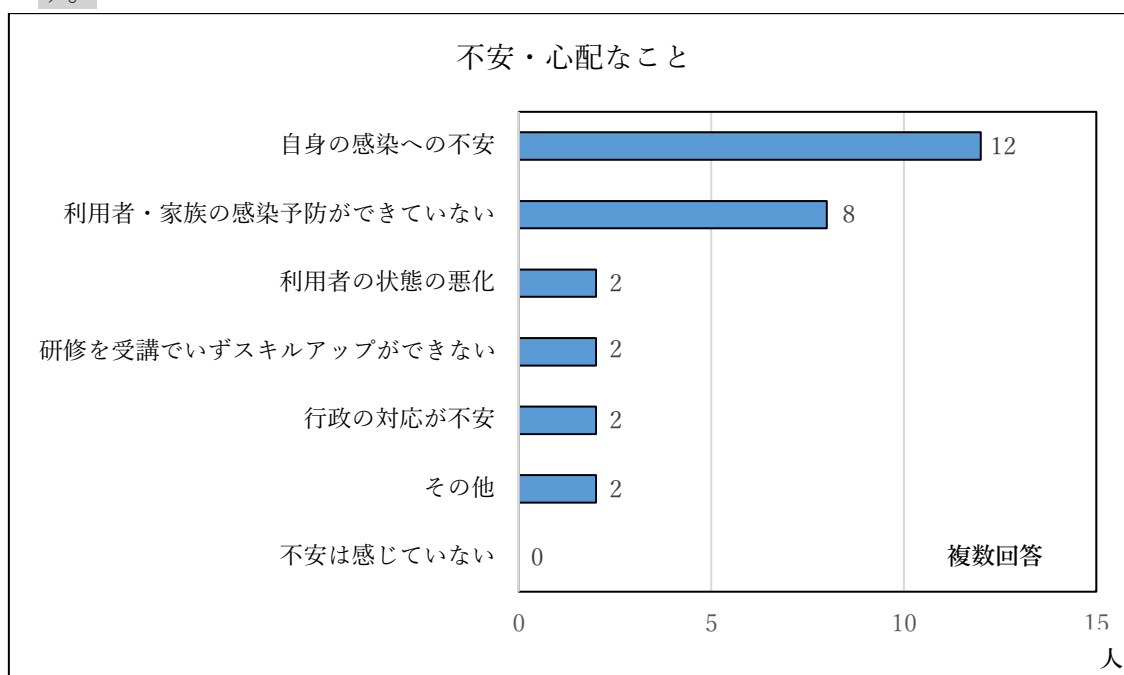
●新型コロナウイルス感染拡大によりご家族の方にどのような影響がありますか。

「県外・町外の家族が帰省できなくなった」、「介護による疲労が出てきた」、「イライラするようになった」が高くなっています。



●現在、業務を行う上で、不安・心配なことはどのようなことですか。

「自身の感染への不安」、「利用者・家族の感染要望ができていない」が高くなっています。



（５）住民座談会

地域住民・団体等と一緒に福祉のまちづくりに取り組むために、各自治会に協力をいただき、旧小学校区（１３地区）で座談会を実施しました。座談会では、ワークショップ^{（１）}を行い「地域の良いところ」「地域の困りごと」「これからの地域に必要な取り組み」について話し合いました。

■住民座談会開催状況

地域	地 区	参加人数	日時 (令和元年度)	場 所
柵原	柵原本庁	100 人	6 月 30 日 9 時～11 時	藤原平成会館
旭	江与味	70 人	7 月 7 日 9 時 30 分～11 時 30 分	江与味ふれあい会館
旭	倭文西	95 人	7 月 12 日 19 時～21 時	北ふれあい館
柵原	南和気	58 人	7 月 14 日 10 時～12 時	南和気荘
中央	打穴	63 人	7 月 27 日 9 時～11 時	旧打穴小学校体育館
中央	大埴和	50 人	7 月 27 日 15 時～17 時	大埴和老人憩いの家
中央	加美	54 人	8 月 1 日 18 時 30 分～20 時 30 分	小原老人憩いの家
旭	西川	54 人	8 月 4 日 9 時～11 時	旭町民センター
旭	埴和	75 人	8 月 4 日 13 時 30 分～15 時 30 分	あさひが丘
柵原	北和気	48 人	8 月 17 日 9 時～11 時	北和気コミュニティハウス
中央	三保	42 人	8 月 24 日 19 時～21 時	中央公民館
柵原	吉岡	53 人	9 月 14 日 9 時～11 時	農業公社
柵原	飯岡	66 人	10 月 5 日 9 時 30 分～11 時 30 分	飯岡老人憩いの家
計	１３地区	828 人		

（１）ワークショップ：参加者が主体的に意見交換等を行う参加型のグループ学習のこと。

住民座談会で、「地域の良いところ」、「地域の困りごと」、「これからの地域に必要な取り組み」（各上位5位）について、参加住民からいただいたご意見を、地域・地区別に次のとおり整理しました。

【中央地域】

●加美地区

【地域の良いところ】	【地域の困りごと】	【これからの地域に必要な取り組み】
1 交通の便利が良い	1 獣が多い	1 空き家を利用してカフェ等で活性化
2 お祭りなどイベントが盛ん	2 商店が少なくなり 活気がなくなった	2 働ける場所づくり
3 サロンをしている	3 老人世帯が増えた	3 ジビエ処理加工施設
4 3世代交流が盛ん	4 空き家が多くなった	4 特産物の開発
5 小学校・中学校ほか公共施設がある	5 子どもが少なくなった	5 若者定住

●三保地区

【地域の良いところ】	【地域の困りごと】	【これからの地域に必要な取り組み】
1 自然が豊か	1 独居の方が多い	1 お助け隊をつくる
2 伝統行事が今も続いている	2 地域の役員の担い手がいない	2 働く場所、企業誘致
3 三世代交流がよく行なわれている	3 農業の担い手不足	3 医療施設の誘致充実
4 農業資源が多くある	4 道路事情が悪い	4 商業施設をつくる
5 特養等介護施設がある	5 耕作放棄地が増えた	5 ジビエ料理

●打穴地区

【地域の良いところ】	【地域の困りごと】	【これからの地域に必要な取り組み】
1 自然、緑が多い	1 草刈りが大変	1 空き家の活用
2 伝統行事がある	2 鳥獣被害	2 サロン活動を続ける
3 サロン、通いの場が活発	3 店がなく買い物が不便	3 伝統行事を守る、繋いでいく
4 さくらの実がある	4 若者が少ない	4 さくらの実
5 ホタルが多い	5 空き家が多い	5 草刈り隊の結成

●大井和地区

【地域の良いところ】	【地域の困りごと】	【これからの地域に必要な取り組み】
1 自然が豊か	1 鳥獣被害が深刻	1 棚田の保全、イベント
2 誇れる棚田がある、きれい	2 高齢者が多い	2 空き家の有効活用
3 伝統行事がある	3 農業後継者問題	3 草刈り応援隊をつくる
4 商店があるのが良い	4 道の便利が悪い	4 小学校跡地の活用
5 観光客が来る	5 空き家が多い	5 Iターン者の方が増え活性化

【旭地域】

●倭文西地区

【地域の良いところ】

- 1 人が優しい
- 2 自然が豊か
- 3 まきばの館があるので
観光客が来る
- 4 三世代交流が盛ん
- 5 収穫祭がある

【地域の困りごと】

- 1 交通の便がよいくない
- 2 買い物が大変
- 3 若い人がいない・少ない
- 4 空き家が多い
- 5 働く場所がない

【これからの地域に必要な取り組み】

- 1 働く場所を作る
- 2 空き家の入居推進
- 3 まきばの館を中心とした観光をめざす
- 4 共同生活のできる場所づくり
- 5 道路整備

●西川地区

【地域の良いところ】

- 1 三世代交流がある
- 2 自然が豊か
- 3 サロン活動がしっかりしている
- 4 近所同士の助け合い
- 5 地域の交流

【地域の困りごと】

- 1 空き家が多い
- 2 一人暮らしが多い
- 3 買い物が不便
- 4 子供、若者の減少
- 5 車がないと生活できない

【これからの地域に必要な取り組み】

- 1 草刈りなどのお助け隊をつくる
- 2 若者の定住
- 3 サロン行事の充実
- 4 交通手段の確保
- 5 三休公園、桜、ダムを生かし、観光作りに力を入れる

●埴和地区

【地域の良いところ】

- 1 住民同士が
仲良くまとまりがある
- 2 行事に参加する人が多い
- 3 サロン活動が
活発にできている
- 4 花火大会は自慢
- 5 自然が素晴らしい

【地域の困りごと】

- 1 空き家が目立つ
- 2 交通の便が悪い
- 3 鳥獣害に困る
- 4 買い物に不便
- 5 高齢化の進行

【これからの地域に必要な取り組み】

- 1 空き家の有効活用
- 2 共同生活の出来る場所が欲しい
- 3 生活道路の改善
- 4 コンビニがほしい
- 5 米やブドウ作りを盛んにする

●江与味地区

【地域の良いところ】

- 1 地域の交流が良い
- 2 三世代交流が活発
- 3 ホタルがきれい
- 4 自然に恵まれている
- 5 人と人のつながりが強い

【地域の困りごと】

- 1 空き家が多い
- 2 交通の便が悪い
- 3 草刈りが大変
- 4 買い物に不便
- 5 病院が遠い

【これからの地域に必要な取り組み】

- 1 空き家の活用
- 2 若者の働く場所の確保
- 3 一人暮らしを集めた住宅を作る
- 4 Iターン・Uターンの促進
- 5 特産品の充実

【柵原地域】

●北和気地区

【地域の良いところ】

- 1 郷土資料館がある
- 2 サロンがある
- 3 県道整備、交通が便利
- 4 イエローパークや
アグリモモがある
- 5 自然が豊か

【地域の困りごと】

- 1 車がないと不便
- 2 人口減少、少子高齢化
- 3 草刈りが大変
- 4 空き家が多い
- 5 獣害

【これからの地域に必要な取り組み】

- 1 サロン、通いの場など活発化
- 2 ジビエ料理を作る
- 3 若者定住の環境（空き家の活用）
- 4 自然を利用した体験施設
- 5 定期的な買い物ツアー

●南和気地区

【地域の良いところ】

- 1 南和気荘がある（活動拠点）
- 2 サロンがある
- 3 伝統行事の継承
- 4 学校のパン屋さん
- 5 自然が豊か

【地域の困りごと】

- 1 車がないと不便
- 2 人口減少、少子高齢化
- 3 草刈りが大変
- 4 空き家が多い
- 5 獣害

【これからの地域に必要な取り組み】

- 1 南和気荘を中心に地域おこし
- 2 南和気名物（ジビエ料理他）を作る
- 3 地域の見守り隊
- 4 企業誘致（I、J、Uターン）
- 5 空き家をリフォームして貸し出す

●吉岡地区

【地域の良いところ】

- 1 サロンがある
- 2 交通の便が良い
- 3 伝統行事の継承
- 4 災害が少ない
- 5 農協支所がある

【地域の困りごと】

- 1 車がないと生活が不便
- 2 少子高齢化
- 3 草刈りが大変
- 4 空き家が多い
- 5 獣害

【これからの地域に必要な取り組み】

- 1 黄福タクシーを増やす
- 2 買い物ツアー
- 3 空き家の活用
- 4 耕作放棄地の活用
- 5 地域の連携強化

●本庁地区

【地域の良いところ】

- 1 公共施設がある
- 2 お店がある
- 3 地域行事がたくさんある
- 4 地域活動に参加する人が多い
- 5 自然が豊か

【地域の困りごと】

- 1 空き家が多い
- 2 草刈りが大変
- 3 車がないと不便
- 4 災害が心配
- 5 獣害

【これからの地域に必要な取り組み】

- 1 空き家対策（カフェ他）
- 2 若い世代の受け入れ
- 3 自然を使ったイベント
- 4 みんなで集まれる場所づくり
- 5 人材育成

●飯岡地区

【地域の良いところ】

- 1 月の輪古墳（月の輪まつり）がある
- 2 サロンがある
- 3 交通が便利
- 4 吉井川、吉野川の景観が良い
- 5 地域のまとまりが良い

【地域の困りごと】

- 1 商店がなく買い物に不便
- 2 空き家が多い
- 3 少子高齢化
- 4 水害が心配
- 5 獣害

【これからの地域に必要な取り組み】

- 1 空き家の活用（古民家カフェ）
- 2 観光スポット（月の輪古墳）の整備
- 3 耕作放棄地の環境整備
- 4 みんなで集える場所づくり
- 5 企業誘致

(6) 住民座談会及びアンケート調査からみた現状と課題

住民座談会、アンケート調査を通じてだされた課題を5つの観点からまとめてみました。

① 高齢者の関係

- ・近所付き合いが希薄になりつつある。
- ・話し相手がいない。
- ・高齢化していて、地域の担い手が不足している。
- ・高齢者に福祉の情報が伝わりにくい。
- ・健康面に不安がある。
- ・公共交通機関が少ない。
- ・支え合い、支援体制に不安がある。
- ・防犯、防災に関しての不安。

② 障がい者の関係

- ・家の中に孤立しがちである。
- ・外出の機会を増やしたい。
- ・公共交通機関が少ない。
- ・日常生活で差別や偏見、疎外感を感じたことがある。
- ・相談体制を充実してほしい。
- ・通学路等の安全の問題。
- ・防犯、防災に関しての不安。

③ 子どもに関すること

- ・近所とのつながりの不足。
- ・通学路等の安全の問題。
- ・防犯、防災に関しての不安。
- ・子育てに対する周りの理解支援。
- ・子育て支援に関する情報。

④ 権利擁護や生活困窮者に関すること

- ・居場所がない。
- ・公共交通機関が少ない。
- ・相談支援体制を充実してほしい。
- ・ニーズの実態把握が難しい。

⑤ 新型コロナウイルスに関すること

- ・住民の交流や生きがいつくり、見守り活動の縮小。
- ・地域福祉活動やボランティア活動に影響。
- ・外出自粛や人との接触削減により活動の休止や延期。
- ・社会参加の機会を失くし、閉じこもりがちな生活になってしまう。
- ・生活困窮者の参加が浮彫りになった。
- ・感染予防対策への取組。
- ・「新しい生活様式」実践への不安。

(7) これから取り組むべきこと

- ① 住民一人ひとりが地域活動に参加する地域共生のまちづくりを推進し、「支える側」と、「支えられる側」の一方的な関係にならない、支え合う関係づくりを推進する必要があります。
- ② 社会的孤立、制度の狭間など公的な福祉サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要があります。個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制が求められています。そのために、地域団体、ボランティア団体、住民などの関係者の連携をさらに強化し、既存の支援体制を活かした重層的支援体制整備事業を推進する必要があります。
- ③ 地域の安全や防犯・防災・減災に対する関心は高く、引き続き地域の防犯・防災・減災対策に取り組む必要があります。
- ④ 高齢者、障がいのある人など災害時の避難に支援を必要としている人に対して、避難行動要支援者名簿や福祉避難所の整備等の避難支援体制づくりを進める必要があります。
- ⑤ 健康や老後に不安を感じている人の割合は高く、引き続き、こころと体の健康づくりに取り組む必要があります。
- ⑥ 地域で福祉活動をする担い手は、高齢化、固定化しており、その負担感も増大しています。一方で、地域の支援を必要とする人は増加傾向にあり、抱える課題は複雑・多様・重複化していることから、地域で福祉活動をする担い手づくりが必要となっています。
- ⑦ 福祉に関するサービスや制度の改正等が進む中で、支援を必要とする住民に対して、効果的に情報提供をする仕組みや、サービスを利用しやすい体制づくりが必要です。また、相談窓口の充実を図る必要があります。
- ⑧ 住民のくらしが新しい生活様式へ移行していくことに併せて、地域福祉活動等も新たな取り組みが求められています。コロナ禍によって住民生活が大きな影響を受けている現在、地域住民・行政機関・社会福祉協議会等が一体となり、新たな地域福祉活動等を推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町の最上位計画である美咲町第三次振興計画では、町の目指す将来像を「ひと 輝くまち みさき」と定め、この将来像を実現するための基本方針を「住民が主役の協働のまちづくり」、「地域の特性を活かしたまちづくり」、「みらいにつなげる持続可能なまちづくり」としています。

また、国では「地域共生社会」の実現に向けた様々な取組が進められており、本町としても積極的に取組を進める必要があります。本章では、本町における美咲町の地域福祉の課題を踏まえ、計画を推進するための指針となる基本理念を、以下のように定めます。

基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

～地域共生社会の実現に向けて～

2. 基本目標

基本理念の実現のため、次の4つの基本目標に基づき、計画を推進します。

基本目標は、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合を図りながら、長期的な視点で地域福祉推進に取り組むこととします。

基本目標1 地域で支え合うまちづくり

基本目標2 安全・安心なまちづくり

基本目標3 元気に暮らせるまちづくり

基本目標4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり

3. 施策体系

4つの基本目標ごとに、基本となる施策を定め、取組を進めていきます。

(施策体系は図1のとおり)

■図1：施策体系図

基本施策 主な取組

基本目標	基本施策	主な取組
1 地域で支え合うまちづくり	1 地域福祉の充実	・地域福祉の支援体制の充実 ・福祉意識の高揚 ・見守り体制の強化 ・ボランティア活動の充実 ・ワンストップの窓口⁽¹⁾を含めた「包括的相談窓口」の設置 ・「重層的支援体制整備事業⁽²⁾」の推進
	2 地域包括ケアシステムの推進	・地域包括支援センター機能の充実強化 ・地域包括ケアシステムの構築 ・小地域ケア会議の推進 ・地域ケア会議の推進 ・地域包括ケア会議の推進 ・生活支援サービスの体制整備 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・社会福祉協議会との連携強化
2 安全・安心なまちづくり	1 地域防災力の向上	・地域における防災意識の高揚 ・自主防災組織の育成 ・災害ボランティアの養成 ・避難行動要支援者名簿の整備 ・福祉避難所の整備
	2 交通安全の推進	・交通安全思想の普及 ・高齢運転者の事故防止
	3 防犯体制の充実・消費者の安全確保	・防犯体制の充実 ・自主防犯活動の促進 ・防犯に関する情報提供 ・消費者の保護 ・消費者の自立支援

3 元気に暮らせる まちづくり	1 健康づくりの 推進	・健康づくりの推進 ・疾病予防の推進 ・感染症の予防 ・食育の推進 ・歯科保健の推進 ・こころの健康づくり ・禁煙や適正飲酒の推進
	2 高齢者福祉の 充実	・地域で安心して暮らせる環境づくり ・介護予防の充実 ・認知症対策の充実 ・見守り体制の充実 ・生きがいと健康づくり
	3 障がい者福祉 の充実	・地域で安心して暮らせる環境づくり ・心のバリアフリーの推進 ・自立した地域生活の支援 ・生きがいと健康づくり
	4 子ども・子育て 支援の充実	・安心して子育てできる環境づくり ・母子保健の充実 ・保育環境の整備 ・児童養護の充実 ・家庭・職場での子育てへの支援 ・経済的支援の充実 ・ひとり親家庭への支援 ・子どもを育てる地域づくり ・子育て情報の発信
4 福祉サービスの 充実した暮らしや すいまちづくり	1 地域保健医療 体制の充実	・救急医療体制の充実 ・国民健康保険診療所の維持 ・医療費助成の推進 ・通院手段の確保
	2 多様な生活課題 への対応	・生活困窮者の自立相談支援 ・自殺対策の推進 ・ひきこもり支援の強化 ・DV被害者等への支援の強化

	3 権利擁護⁽³⁾の推進 ・権利擁護の推進 ・権利擁護センターの機能充実 ・日常生活自立支援事業の利用促進 ・障がいのある人への虐待防止・差別解消 ・児童虐待の防止 ・高齢者虐待の防止 ・成年後見制度⁽⁴⁾の利用促進 ・市民後見人⁽⁵⁾の養成・育成
--	---

(1) ワンストップ窓口：ひとつの場所で様々な相談を受けること。

(2) 重層的支援体制整備事業：市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業。

(3) 権利擁護：自分の権利を表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等のニーズを支援し、代弁すること。

(4) 成年後見制度：病気や不慮の事故等によって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人の意思を尊重し自立した生活を支えるための制度。

(5) 市民後見人：親族以外の市民による後見人のこと。

第4章 地域福祉の推進方策

4つの基本目標を実現するため、前述の体系図のようにそれぞれ基本施策を定め取り組んでいきます。

1. 基本目標1 地域で支え合うまちづくり

基本施策1 地域福祉の充実

【現状と課題】

- 少子高齢化の進行や核家族・単身世帯の増加等により、家族や地域のつながりや支え合い、助け合いが希薄になっており、様々な問題に直面している世帯への対応等、地域福祉に対するニーズは複雑かつ多様化しています。
- 自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくために、家庭、地域、各種事業者、行政等がそれぞれの役割を分担し、住民一人ひとりが福祉に積極的に関わることが求められています。
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員、自治会、ボランティア、事業者、地域住民といった多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働により地域課題を解決していく体制づくりが必要です。
- 福祉ボランティア団体では、担い手の高齢化や後継者不足といった課題を抱えています。

【施策の方向性】

住民一人ひとりが地域活動に参加する地域共生のまちづくりを推進し、福祉に対して関心をもち、住民同士での支え合いの重要性を理解し、それぞれの立場で地域の支え合いに参加していくことが可能となるよう、さまざまな機会や媒体を通じて、地域で支え合うための意識の醸成を図っていきます。

そして、高齢者、子ども、障がいのある人等、社会的な支援が必要な人に関する状況の理解を進め、地域での配慮や自発的な支援につなげられるよう、啓発事業を推進します。

また、ワンストップ窓口を含めた「包括的相談窓口」の設置の体制づくりを進めると共に、重層的支援体制整備事業の推進を図ります。

主な取組	内 容
地域福祉の支援体制の充実 （長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所）	・すべての住民が年齢や障がいの有無、家庭状況にかかわらず、住み慣れた家や地域の中で、生き活きと安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。 ・地域が抱えるさまざまな生活課題を解決するために、住民参加の福祉のまちづくり活動を進めます。 ・支援を必要としている人を見逃すことのないよう、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会等との連携を図り、地域福祉のネットワークづくりや、家庭、地域、福祉団体、NPO⁽¹⁾、行政等が一体となったきめ細やかな地域福祉活動を進めます。 ・地域における福祉活動を円滑に取り組むため、民生委員児童委員協議会や関係機関との連携を図り、相談機能の充実を進めます。 ・「美咲町権利擁護センター」を中心に、高齢者や障がい者等の権利が尊重され、その人らしく生きることができるよう支援を進めます。 ・「中核機関」⁽²⁾を設置し成年後見制度の周知・利用及び担い手の育成等を推進してまいります。
福祉意識の高揚 （長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所）	・住民一人ひとりがつながり、ともに助け合い・支え合い、安心して生活することができる福祉意識を高めるため、情報発信や啓発活動等に取り組みます。 ・住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉に関する教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成、確保に努めます。
見守り体制の強化 （長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・地域包括支援センター）	・地域全体で、高齢者をはじめ子どもや障がい者の見守り支援ができるよう、住民や社会福祉協議会をはじめとする各種団体、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、民間企業等と連携し、地域における見守り体制の強化を図ります。 ・社会福祉協議会や久米郡商工会等と連携し、「ふれあいサロン」、「ワンデイカフェ」、「通いの場」や「サポートふ・く・し」、「みさき見守りネット」等の取組を進め、地域の見守り体制の構築を図ります。

(1) NPO：民間の非営利組織のこと。

(2) 中核機関：「地域連携ネットワークの中核となる機関」地域の権利擁護（４つの機能・広報・相談・制度利用促進・後見人支援）をはたすように主導する役割。

ボランティア活動の充実 (長寿しあわせ課・福祉事務所)	・ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の相互交流、住民のボランティア活動への参加促進、リーダーや担い手の育成に努め、学習機会の確保等、ボランティア活動の充実を図ります。 ・ ボランティアのすそ野を広げるため、ボランティアの受け手と担い手の選択肢がより増えていくような新たな取組を進めます。
包括的相談窓口の設置 (断らない相談支援) (長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・地域包括支援センター)	・ 住民が日常の生活の中で、医療・福祉・介護、それ以外のさまざまな問題に直面したときに、気軽に迷わずに相談できるように、地域包括支援センターの業務内容の充実を図るとともに、関係各課と連携をし、相談者の属性、世代、相談内容に関わらずワンストップで対応できる包括的相談支援「断らない相談支援」の体制づくりについて進めます。 ・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する重層的な支援体制の整備、拠点の整備、人材の育成を推進します。

基本施策２ 地域包括ケアシステムの推進

【現状と課題】

高齢化の進行や地域のつながりの冷薄化など、多様化してきている福祉課題や生活課題に対応するため、公的サービスの充実はもとより、地域での支え合い、助け合いが不可欠であり、地域の様々な課題を地域で解決していく仕組みづくりが求められています。

【施策の方向性】

医療や介護、福祉、保健の関係機関、地域団体、地域住民などの関係者の連携をさらに強化し、「美咲町版地域包括ケアシステム⁽²⁾」を推進します。

また、地域共生社会に対応できる地域包括ケアシステムの推進に向けて重要な役割を果たす小地域ケア会議や地域ケア会議の充実など、多様な生活課題にも対応できる仕組みづくりにも取り組んでいきます。

主な取組	内 容
地域包括支援センター機能の充実強化 (地域みらい課・長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・地域包括支援センター)	・高齢者等の地域住民が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援、権利擁護等の相談、支援を行います。
地域包括ケアシステムの構築 (地域みらい課・長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・社会福祉協議会・地域包括支援センター)	・地域住民すべての人々が「地域」「暮らし」「生きがい」を共に作り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。このため、地域住民、社会福祉協議会、医療機関、団体等との連携を図り、すべての住民が協働して、いきいきとした暮らしを支援していく仕組みである「美咲町版地域包括ケアシステム」を構築していきます。
小地域ケア会議の推進 (長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・社会福祉協議会・地域包括支援センター)	・住民の顔が見える自治会単位で、住民と専門職が、福祉のまちづくりに向けて連携し、話し、学び合い、早期発見、対応等を積み重ねることにより、地域の福祉力をさらに高めます。

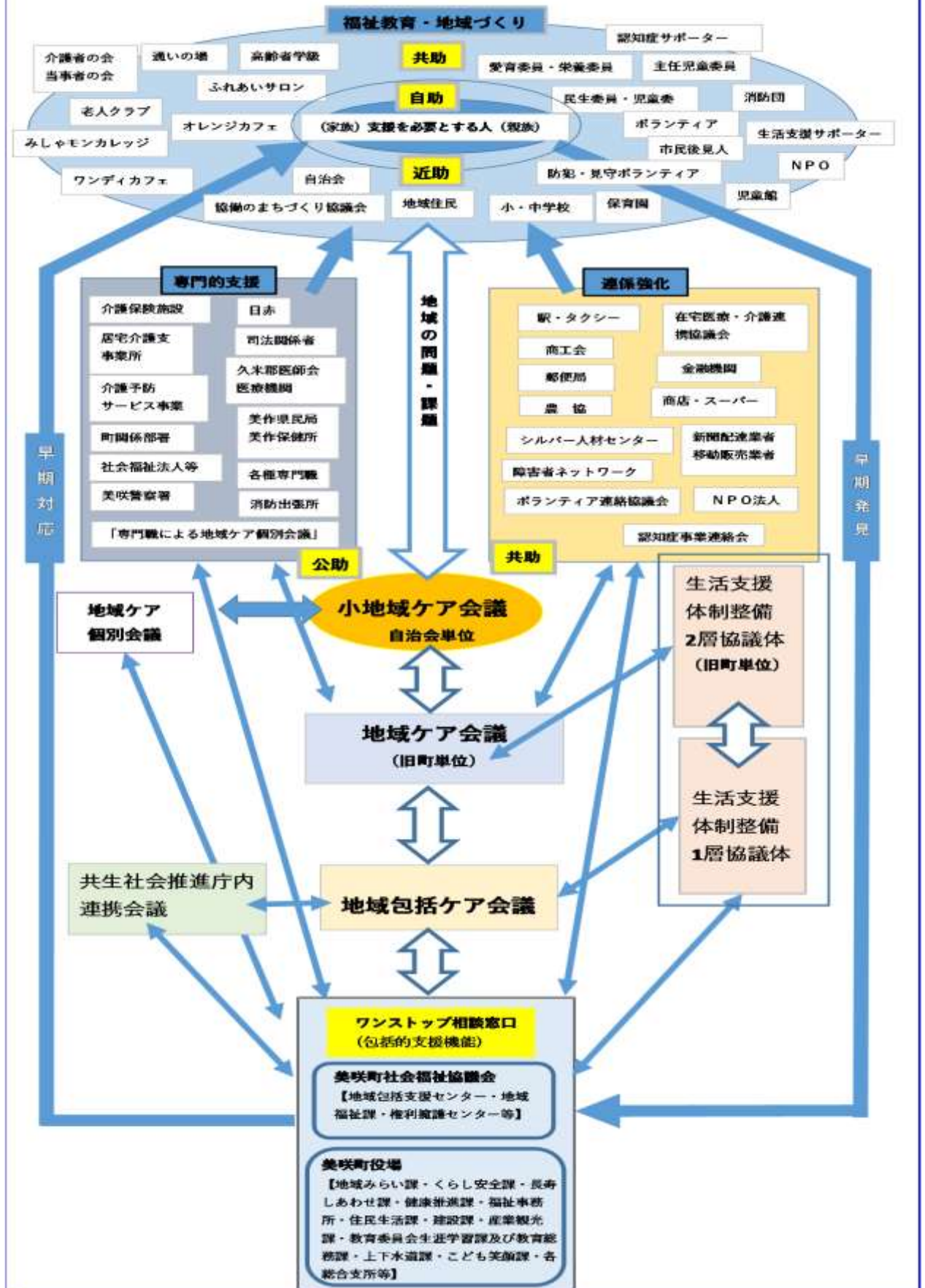
(2) 美咲町版地域包括ケアシステム：イメージ図（P43）。

地域ケア会議の推進 (地域みらい課・長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・社会福祉協議会・地域包括支援センター)	・日常生活圏域(中学校区)の単位で、地域住民と自治会、介護支援専門員、介護事業者、民生委員児童委員、医療機関、商工会、行政機関、ボランティア団体等多くの地域関係者が協働して、小地域ケア会議で共有された地域課題について、解決に必要な活動や支援体制の整備、地域づくり、社会資源等について協議し、地域包括ケア会議につなげます。
地域包括ケア会議の推進 (地域みらい課・長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・社会福祉協議会・地域包括支援センター)	・小地域ケア会議、地域ケア会議等で集約した内容を、社会福祉協議会や各種関係機関と情報共有し、また、共生社会推進庁内連携会議 ⁽³⁾ と連携し、地域課題の包括的政策に向けて協議を行います。
生活支援サービスの体制整備 (長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・社会福祉協議会)	・生活支援・介護予防の基盤整備に向けて、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、生活支援サポーターの養成や多様な事業体と連携しながら日常生活上の支援体制を構築します。
在宅医療・介護連携推進事業 (長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・社会福祉協議会・地域包括支援センター)	・住み慣れた地域で安心して在宅療養ができるよう、医療、介護の連携を強化し、切れ目のない在宅医療と介護を一体的に提供する体制の構築を目指します。
社会福祉協議会との連携強化 (長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・地域包括支援センター)	・地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会との連携を一層深め、関係機関、団体とのネットワーク強化を図ります。 ・コミュニティソーシャルワーカー ⁽⁴⁾ の配置方法、ガイドライン、研修・人材育成、財政的な支援方法等、社会福祉協議会、関係機関団体等と連携し協議を行います。

(3) 共生社会推進庁内連携会議：地域課題について、共有と連携を図るための行政組織内の会議。

(4) コミュニティソーシャルワーカー：「個別支援」と「地域支援」を一体的に、継続的に行う役割を持つ、専門性の高い地域福祉実践者のこと。

美咲町地域包括ケアシステムイメージ図



基本目標 2 安全・安心なまちづくり

基本施策 1 地域防災力の向上

【現状と課題】

近年、全国的に台風や大雨等、脅威を感じる自然災害が増えてきているなか、災害に強いまちづくりの重要性が一層強く認識されるようになっていきます。

特に、高齢者、子ども、障がいのある人など災害時の避難に支援を必要とする避難行動要支援者について、地域と連携し実態把握と情報共有を図るとともに、円滑な避難支援体制を構築していくことが重要です。

【施策の方向性】

災害発生時に円滑な避難及び救助を行うことができるよう、避難行動要支援者の把握や避難訓練、自主防災組織の支援を行います。また、地域において安心して暮らすことができるよう、防災に関する情報の提供や、防災対策の充実を図っていきます。

防災に対する意識醸成や地域の防災力の向上とともに、災害時に支援が必要な人への支援体制づくり、防災対策の充実、日頃からの危険箇所の把握・情報共有などに取り組みます。

主な取組	内 容
地域における 防災意識の高揚 (くらし安全課)	・ 自主防災組織や地域住民、消防団、NPO、企業等、各種団体に参加を呼びかけ、町内全域での総合防災訓練を実施することで、住民の防災意識の高揚を図ります。 ・ 地域を単位とした防災研修会等の実施により、「自分の命は自分で守る」という自助意識を高めます。 ・ 食料や飲料水の確保や非常持ち出し品等、家庭内での生活物資の備蓄について、啓発を図ります。 ・ 高齢者等を対象にした、民間住宅の耐震改修や家具の転倒防止対策に対する支援を図ります。
自主防災組織の育成 (地域みらい課・くらし安全課)	・ 災害時の被害を最小限に抑えるために、自治会単位等で自主防災組織の育成と自主防災活動マニュアルの策定を促進します。 ・ 災害時の避難行動を考慮し、地区防災計画、要支援者避難確保計画等、地域に合った訓練計画の作成を支援し、自主防災組織ごとに防災訓練を実施します。

	・自主防災組織による避難訓練や防災研修会の開催に対し、積極的な支援を行います。 ・地域における防災活動のリーダーとして、防災士の育成に対する支援を行います。
防災ボランティアの養成 （くらし安全課・社会福祉協議会）	・社会福祉協議会が開催する災害ボランティア養成講座、災害ボランティアセンターの設置訓練等へ、ホームページやみさきタウンテレビジョン、SNS⁽¹⁾、行政放送を活用し、住民や各種団体の参加を広く呼びかけるとともに、職員も積極的に参加します。
避難行動要支援者名簿の整備 （くらし安全課・建設課・福祉事務所）	・自治会、社会福祉協議会、消防団、民生委員児童委員、地域の団体等と連携し、プライバシーに配慮の上、災害時において支援が必要となる要支援者の把握に努めます。
福祉避難所の整備 （くらし安全課・社会福祉協議会）	・災害発生時に一般の避難所では生活が困難であり、介護や健康面での配慮が必要な避難者を受け入れるため、民間事業所等に協力を求め、福祉避難所の協定数の増加に努めます。

(1) SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上で人と交流するサービスのこと。

基本施策２ 交通安全の推進

【現状と課題】

町内は、生活を自家用自動車に依存する地域が多くあり、運転をやめたくても、生活（通院・買物）のために車を必要とする高齢者等が多くいます。また、加齢等により身体機能や判断能力、認知能力の低下した高齢者が車を運転せざるを得ない実情があります。

今後も、高齢ドライバーがさらに増加することから、交通事故も増加することが懸念されます。運転をやめた（運転免許証返納）後も、安全に安心して暮らすことのできる環境づくりが求められています。

【施策の方向性】

交通事故から住民を守るため、子どもから高齢者まで幅広く交通安全教育を実施するとともに、警察・行政・各種団体が相互に連携し、教育・啓発活動や安全対策に取り組んでいきます。

主な取組	内 容
交通安全思想の普及 (くらし安全課)	・岡山県警察と連携・協力を図りながら、交通安全県民運動等の街頭啓発や交通安全教室を開催し、交通安全対策を進めるとともに、子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を進めます。 ・正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、交通安全対策協議会をはじめ関係機関や団体等と連携し、住民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進し、交通安全運動を継続的に行います。 ・高齢者ドライバーに対して、交通事故の恐ろしさや事故原因を周知する機会を増やします。 ・子どもの見本となるよう大人の交通マナーの向上を図るため、子どもの登下校時の見守りと併せて交通ルールの順守や交通安全への取組を強化していきます。 ・小中学生を対象に、美咲警察署等、関係機関と連携して、安全な自転車の乗り方や交通ルールを学習する交通安全教室を開催し、被害者にも加害者にもならないよう交通事故の未然防止を図ります。

高齢運転者の事故防止 (くらし安全課)	・高齢者の運転による交通事故防止と被害軽減のため、先進安全自動車の普及を進めます。 ・高齢者のアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる交通事故防止と被害軽減のため、誤発進防止装置の装着を支援します。 ・運転免許が不要となった高齢者や、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じている高齢者が、自主的に運転免許証を返納することができるよう、「黄福タクシー」の利用者登録を進めます。 ・「おかやま愛カード」の普及を進め、運転免許証の自主返納を促します。
---------------------------------------	--

基本施策 3 防犯体制の充実・消費者の安全確保

【現状と課題】

岡山県下での犯罪発生率は低下傾向にありますが、子どもや女性、高齢者等が被害者となる犯罪の危険性が高まっています。

犯罪のない、安全・安心なまちづくりの実現には、住民一人ひとりの防犯意識を高めていくとともに、地域や岡山県警察、関係機関、団体との連携を強化し、地域全体で犯罪に巻き込まれない、誰もが犯罪を起こさない防犯活動を進めていく必要があります。

消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、消費者教育を推進していくとともに、消費者被害の未然防止及び適切な救済を図ることが必要になっています。

【施策の方向性】

犯罪を防止するため、地域活動団体の育成や支援を行い、自主的な活動が行われるように努めます。

また、警察や関係団体と連携した啓発活動を実施し、防犯意識の高揚を図ります。全ての消費者が健全な消費生活を送ることができるよう、情報提供や啓発活動、相談支援などに取り組みます。

主な取組	内 容
防犯体制の充実 (くらし安全課・住民生活課)	・美咲警察署管内防犯連合会が中心となり、地域・美咲警察署等の関係機関・団体との連携を強化し、地域全体で防犯活動を進めます。 ・青少年の非行防止と有害環境の浄化活動や、長寿社会に対応した高齢者の犯罪被害防止活動の推進を図ります。
自主防犯活動の促進 (くらし安全課・教育総務課)	・防犯メールを活用するほか、各種会議、広報誌、学校等において犯罪情報の提供を行います。 ・地域の自主防犯パトロール組織により、学校周辺や地域での見守り活動を充実し、子どもたちの安全確保を図ります。 ・美咲町安全安心ステーションによる青色防犯パトロール活動により、住民の防犯意識の向上を図ります。 ・子どもを犯罪や交通事故の被害から守るため、子ども自身が犯罪に遭わない危機回避能力を育成するため、子どもたちと一緒に「地域安全マップ」を美咲警察署等、関係機関と連携して作成します。

防犯に関する情報提供 （くらし安全課）	・高齢者や子どもが巻き込まれる事件等を防止するため、啓発や情報提供に努めます。
消費者の保護 （くらし安全課・地域包括支援センター・権利擁護センター）	・消費者被害の防止と適切な救済のため、岡山県警察や関係機関との連携、情報交換に取り組みます。 ・広報誌やみさきタウンテレビジョン等を活用し、悪質商法の新たな手口や商品の安全性等、消費に関する情報提供を行い消費者被害の未然防止に努めます。
消費者の自立支援 （地域みらい課・くらし安全課・権利擁護センター）	・消費生活や消費者トラブルに対する相談支援として、岡山県消費生活センターや「消費者ホットライン１８８（いやや！）」の周知を図り、解決のための助言やあっせんを行います。 ・地域包括支援センター、権利擁護センターや民生委員児童委員との連携を図り、地域の見守り活動を促進することで、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止を図ります。 ・「迷惑電話への対策機能付き電話機」設置を推進し、電話による特殊詐欺の被害の未然防止を図ります。

基本目標 3 元気に暮らせるまちづくり

基本施策 1 健康づくりの推進

【現状と課題】

- 住民一人ひとりが元気で健やかに地域で暮らすことができるよう、保健・医療・福祉や地域の連携によって支えていける体制づくりが必要となっています。
- 住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、積極的に健康づくりに取り組むことが求められています。
- 食生活をはじめとする生活習慣や生活環境の変化に伴い、悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧等の生活習慣病が増えています。
- 循環器疾患や認知機能低下等で日常生活に介護の必要な高齢者が増えています。
- 健（検）診の充実と受診率の向上による早期発見・早期治療の2次予防のみならず、健（検）診により健康を増進し生活習慣病の発病を予防する1次予防を進めていく必要があります。
- 健診・がん検診の受診状況では、20～30歳代の若年層において健（検）診受診率が低く、若い人でも健（検）診を受診しやすい仕組み作りが必要となっています。
- 生活習慣病は、健康的な生活習慣を確立することで予防することが可能なことから、「食育」を推進し、食生活の改善と適度な運動習慣を身につけることが求められています。
- 人間関係の希薄化による疎外感や孤独感の高まり、複雑な人間関係、長時間労働等、精神的ストレスを蓄積しメンタルヘルス不調を起こしやすい状況です。
- 毎年流行を繰り返してきた季節性のインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型インフルエンザウイルスが、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、広範囲かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響（健康被害）を与えるとともに、社会的・経済的影響をもたらすことが懸念されています。
- 新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い方への対策が必要です。また、変異株等による新たな感染症の発生が懸念されます。
- 長期間の臨時休校・休園措置時に、共働き等やむを得ない事情により保護者不在の子どもたちの居場所の確保対策が課題となっています。
- 国、県からの補助金を活用しながら、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導などの実施により、地域住民の健康づくりを行っています。

【施策の方向性】

住民が自分らしく健やかで心豊かな人生を送ることを目標に、住民一人ひとりの力と地域の力をあわせ元気な地域づくりの実践に取り組みます。

住民一人ひとりの自主的な健康づくりをまち全体で推進するとともに、疾病予防に取り組み、早期発見、早期治療へつなげていける事業の実施と啓発を推進します。

主な取組	内 容
健康づくりの推進 (長寿しあわせ課・健康推進課・生涯学習課・社会福祉協議会)	・地域に密着した健康づくりを進めるために、愛育委員、栄養委員の活動支援、社会福祉協議会との連携強化、ボランティアの育成、住民主体の任意グループの育成を支援します。 ・健康教育、健康相談等、多様な健康づくりの場を充実し、生活習慣病の予防を推進します。 ・心身機能低下の防止と健康保持増進のため、保健師、栄養士による家庭訪問による相談・助言・指導に取り組みます。 ・健康の保持増進、体力の向上のために、スポーツ推進委員やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、健康運動指導士、健康運動実勢指導者等と連携し、子どもから高齢者まで様々な年代がスポーツを通じた健康づくりへ参加できる取組を進めます。
疾病予防の推進 (長寿しあわせ課・健康推進課)	・生活習慣病の早期発見・早期治療のため、集団健（検）診（基本健康診査、がん検診、肝炎ウイルス検診、骨密度検診）を実施します。 ・子宮頸がん・乳がんの早期発見、早期治療のため、補助対象年齢の人に、検診費用無料クーポン券や当該費用の助成により、がん検診の受診を促します。 ・生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、健（検）診後の特定保健指導や生活習慣病予防講座、身体や心の健康に関する相談を行い、食生活の改善、運動習慣の定着を図ります。 ・保健師・栄養士が、保健指導の必要な家庭を訪問し、本人及びその家族の健康の保持増進を図ります。また、家庭訪問を通して得られた地域の保健課題を分析し保健衛生の向上を図ります。

	・医療機関と連携し、予防接種の普及や感染症予防に関する啓発活動を行い、健診、相談等の予防事業の推進を図ることで、感染症の予防や拡大防止に努めます。 ・広報誌やホームページ、みさきタウンテレビジョン、「健康ポイントカード」等により健（検）診の周知・啓発を行い、受診率向上に取り組みます。 ・子どもや若い世代への健康教育や正しい生活習慣の普及啓発に取り組みます。 ・授業や学習を通してスマートフォンやゲーム機の依存による弊害について引き続き子どもへ強い意識付けを取り組んでいきます。 ・足の筋力と柔軟性を高め、バランス能力を向上させ、転倒やそれに伴う寝たきりを予防するため、コロバン体操（転倒予防体操）やラジオ体操等、手軽に始められる体操の普及に努め、運動習慣の定着を図ります。 ・誤嚥性肺炎の予防の一つとして、口腔内の清潔を保ち、口腔ケアに取り組みます。
感染症の予防 （健康推進課・教育総務課）	・新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制し、住民の生命及び健康を守るとともに、住民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とするため、「美咲町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、段階に応じた対策を講じます。 ・新型インフルエンザ等の発生段階を、未発生期・海外発生期・国内発生期・国内感染期・小康期の5つの段階に分け、それぞれの段階において、①実施体制、②情報提供・共有、③予防・まん延防止、④予防接種、⑤住民生活及び地域経済の安定の確保、の5項目を基本項目とし、国や岡山県と連携しながら対策を講じます。 ・新型コロナウイルス等の新感染症についても、「美咲町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、対策を講じるものとします。 ・感染防止の必要な場面では、新しい生活様式の実践、手洗い、手指消毒、マスクの着用、3密（密閉、密集、密接）の回避等と呼びかけます。

	・感染防止に必要な物品（マスク、消毒液、防護服等）の確保と管理に努めます。 ・国の方針に従い新型コロナワクチン接種を実施します。 ・「美咲町新型インフルエンザ等対策行動計画」については、国の基本指針の改正に基づき、改正を行います。 ・感染状況や感染予防について、行政放送やホームページ、みさきタウンテレビジョン等により最新の情報を提供します。 ・臨時休校・休園措置時の子どもの居場所の確保について検討します。
食育の推進 （健康推進課）	・「美咲町第2次保健福祉総合計画（食育推進計画分野）」に基づき、食の大切さを知り、栄養バランスの取れた規則正しい食習慣を身につけることができるよう食育や栄養改善に取り組みます・ ・各地域の団体やイベントで、健康教育や健康相談を実施し生活習慣病の予防を推進します。 ・子どもたちが正しい生活のリズムと食生活を身につけることができるよう、町内の学校やPTA、関係機関と連携して食育を推進します。
歯科保健の推進 （健康推進課）	・生涯にわたって歯と口腔の健康を保持できるよう、口腔衛生等の普及啓発に努めます。 ・8020（ハチマルニイマル）運動⁽¹⁾の普及啓発を進めます。 ・フッ素塗布や歯科教室によるむし歯予防に努め、乳幼児の歯と口の健康づくりを進めます。 ・妊産婦歯科健康診査の普及啓発に努めます。 ・本町独自の乳幼児のむし歯予防リーフレットを活用し歯科医院と連携し、予防に努めます。
こころの健康づくり （健康推進課）	・精神疾患やひきこもり、こころの悩みを持つ人や家族の自立と社会参加を支援するため、ネットワークづくりを充実させます。 ・「美咲町自殺予防対策計画」に基づき、住民一人ひとりがかけがいのない「いのち」の大切さを考え、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指します。

（1）8020運動：「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動

	・メンタルヘルス対策、自殺予防対策等、こころの健康づくりを進めます。 ・小さなことでも気軽に相談できる窓口や地域における支援体制を整備します。
禁煙や適正飲酒の推進 (健康推進課)	・喫煙による肺がんや心臓病等の疾病のリスクや未熟児、早産・流産等のリスク、副流煙による受動喫煙等の情報を提供し、禁煙や分煙化の取組を進めます。 ・アルコールによる健康への影響を減らすため、厚生労働省の飲酒ガイドラインを踏まえて、「健康を守るための12の飲酒ルール」等の情報を提供し、多量飲酒、未成年者の飲酒を減らし、節度ある適度な飲酒の取組を進めます。 ・未成年の飲酒・喫煙の害や影響に関する啓発・指導を、町内の学校やPTA、関係機関と連携して進めます。

基本施策 2 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

- 本町の高齢化率は、平成17（2005）年国勢調査時点で34.0％であったものが、平成22（2010）年には35.3％、令和2（2020）年には41.5％に達し、岡山県（30.7％）・全国（28.8％）を上回っており、高齢化が急速に進んでいます。
- 世帯構成の変化により、単身や夫婦のみの世帯が増えており、認知症や介護等の支援を必要とする高齢者も増えています。
- 高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設等で表面化し、社会的な問題となっています。
- 介護が必要な状態になっても、多くの高齢者はできる限り住み慣れた地域での生活を望んでいることから、地域での生活を希望する人や地域で生活している人が安心して生活を送れるような環境づくりが必要です。
- 高齢者自身や家族の力、公的サービスだけでは限界があることから、地域住民の支え合いの仕組みが必要となっています。
- 晩婚化や晩産化、少子化等の進行により、「ダブルケア⁽¹⁾」「ヤングケアラー⁽²⁾」の問題が生じてきています。
- 高齢者が健康を維持しながら、豊富な知識・経験・技能を地域で活かせるよう、社会参加や生きがいづくりに向けた環境づくりが求められています。
- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、及び「生活支援」サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要となっています。
- 高齢者の介護やその日常生活の中で、高齢者の自立支援を推進し、質の高い介護を実現するためのロボット・センサー等の活用が期待されます。

（1）ダブルケア：子育て、親の介護、障がいや病気のある親族の介護などを同時に担うこと。

（2）ヤングケアラー：通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、兄弟姉妹などの介護や世話をしている18歳未満の子どものこと。

【施策の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすことができるよう、「地域包括支援センター」機能の更なる充実を図ります。

医療機関や介護サービス事業所等とともに在宅医療・介護連携を図り、生活実態に応じた多様なサービスの提供に努めます。

主な取組	内 容
地域で安心して暮らせる環境づくり （長寿しあわせ課・社会福祉協議会・生涯学習課・地域包括支援センター）	・社会福祉協議会のボランティア連絡協議会を中心に、福祉関係団体との連携を強化し、ボランティアやNPOの活動を支援します。 ・ごく身近な地域を拠点として、参加者とボランティアが一緒になって企画し、住民主体で運営していく「ふれあいサロン」、「通いの場」を通じて、地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいを進めます。
介護予防の充実 （長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・社会福祉協議会・地域包括支援センター）	・高齢者自らが、健康に対する意識を高め、寝たきりや認知症の予防に向けた取組を身近なところで行えるよう、地域特性、ニーズに応じた介護予防を進めます。 ・平成29（2017）年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業「通いの場」・「短期集中介護予防教室」等により、介護予防の充実に努めます。 ・高齢者の運動教室やスポーツ活動を通じて健康を維持し、健康ポイント制度なども活用し、介護予防につなげます。 ・高齢者の社会参加活動やボランティア活動を通じて、介護予防を進めます。 ・令和2（2020）年度から、健康寿命を延ばすため、75歳以上の後期高齢者を対象に、新たに、フレイル⁽¹⁾健診の導入やサルコペニア⁽²⁾対策について検討します。
認知症対策の充実 （地域みらい課・長寿しあわせ課・健康推進課・社会福祉協議会・地域包括支援センター）	・地域住民や事業所などに、認知症の症状や認知症の人への対応方法、初期段階での認知症に対する配慮等、認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発を、みさきタウンテレビジョンや広報誌を活用し進めます。

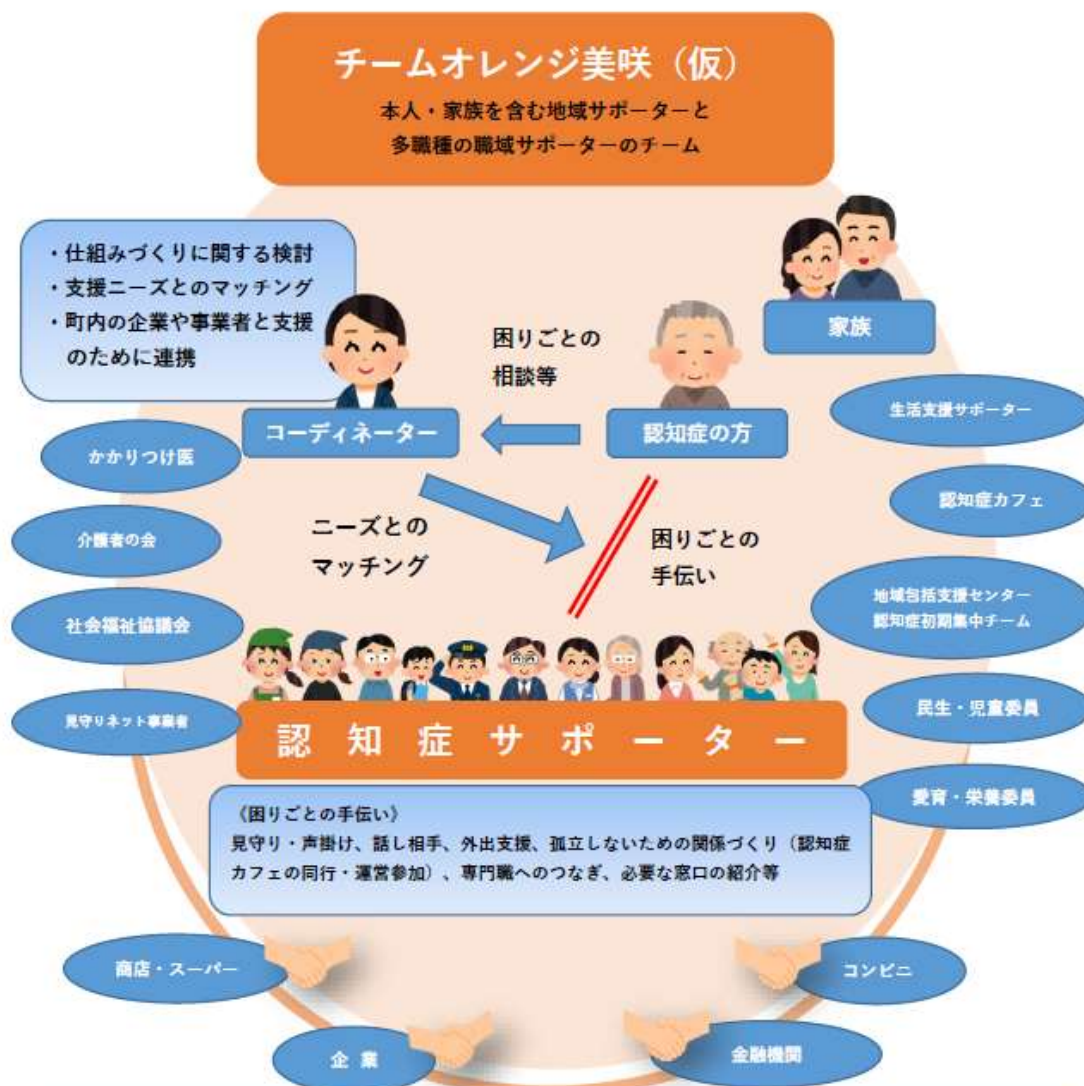
(1) フレイル：Frailty(虚弱)。加齢とともに心身が衰えた状態になることを意味し、健康な状態から要介護状態へと移行する段階のこと。

(2) サルコペニア：加齢や疾患、心不全、消化器疾患などが原因で筋肉量が落ち、筋力が低下することで、物をつかんだり、歩いたりすることが困難な状態のこと。

	・若年性認知症の現状の把握に努め、早期に適切な支援につなげることができるよう、住民や事業所へ啓発を行います。 ・認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターを地域や職域で養成し、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを進めます。 ・認知症に対する正しい知識と理解を進め、小中学生も地域の支え合いの一員となってもらえるように、小中学生向けに認知症サポーター養成講座を開催します。 ・地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ⁽¹⁾」の設置にむけて検討を進めます。 ・認知症の方を地域で支える取り組みとして、認知症高齢者の気持ちに配慮した声かけ、見守りの方法を実践できるよう、「認知症見守り声かけ模擬訓練」を行っています。 ・早期発見に向けた仕組みづくりと地域における身近な相談窓口の確保を行います。 ・認知症やその家族に対し、早期に診断や対応、助言等の支援を行うため、「認知症初期集中支援チーム」を配置します。 ・認知症の人やその家族、地域住民、専門職等、誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしい生活ができるように、仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、認知症や介護等の相談支援の場として、オレンジカフェの設置運営を推進します。 ・認知症になっても支える側として、役割を持って活動できるような取り組みを研究していきます。
見守り体制の充実 (くらし安全課・長寿しあわせ課・健康推進課・教育総務課・福祉事務所・こども笑顔課・社会福祉協議会・地域包括支援センター)	・高齢者の孤立防止、防犯・防災対策として、地域包括支援センター・社会福祉協議会や、民生委員児童委員、民間事業者等、地域全体で高齢者の多重的な見守りを行うネットワークを構築していきます。あわせて「見守りネット」の推進を図ります。

(1) チームオレンジ：2019年度から、新たに認知症の人の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげる仕組みのこと。チームオレンジ美咲(仮)イメージ図(P59)。

	・小地域ケア会議を活用し、地域のつながりや見守りについて住民と考える機会を持つことで、地域住民の意識の向上に努めます。 ・地域包括支援センターを中心に、ダブルケア、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、情報発信や地域住民対象の勉強会、相談窓口の設置を検討します。 ・緊急通報装置の貸与についての周知と普及、協力員の確保に努めながら、緊急通報システム支援の適切な対応を図ってまいります。
生きがいと健康づくり （長寿しあわせ課・健康推進課・社会福祉協議会・地域包括支援センター）	・心身の状況に応じた様々な健康づくりや介護予防を進め、地域における自主的な住民の活動を支援します。 ・高齢者の知識や経験を生かした地域活動への参加や就業、趣味、交流等を支援し、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促します。 ・高齢者の知識や経験を、若い人や子ども等、多くの人に継承できるように、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録し、小学校での総合学習や放課後子ども教室、児童館等の講師として活用していきます。 ・介護予防や地域住民の交流に取り組める地域の居場所づくりを進めます。 ・生活支援サポーター、見守りネット等、地域の担い手を育成し、住民主体の福祉活動やボランティア活動の活性化を図ります。 ・シルバー人材センターを通じて、軽作業等、高齢者の就業機会の創出を図ります。



認知症サポーター養成講座受講者が、さらなるステップアップを図り、認知症の初期段階における、様々な困りごとに対する支援をすすめる。認知症の人の支援ニーズと認知症サポーター等をつなげる仕組み（チームオレンジ美咲（仮））を構築し、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める。

（認知症サポーター養成講座受講者は、令和元年末で延べ約2000人）

基本施策 3 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

- ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、同じ社会の構成員として、すべての人が役割を持ち、お互いを理解し、人格や個性を尊重し、支え合いながら、自らの意思により地域の中で安心して自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の推進が必要です。
- 本町の「障害者手帳」所持者数は全体では減少傾向にあるものの、「療育手帳」、「精神障害保健福祉手帳」は横ばい傾向にあります。
- 障がい者やその家族の高齢化が進んでおり、将来、親が障がいのある子を支えられなくなったときの支援体制づくりが求められています。
- 関係機関との連携を強化しながら、障がいの状態に応じた福祉サービスの充実や、就労の促進を図り、障がい者の自立と社会参加を促す必要があります。
- 生活実態等を把握しきれないことが多く、相談件数を増やすことができるよう、啓発活動や相談体制の充実が必要です。
- 乳幼児期から学齢期卒業までの一貫した切れ目のない支援に加え、関係機関の役割分担を明確にした重層的な支援体制の構築が重要となっています。

【施策の方向性】

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を統括した「美咲町障害者計画」に基づき、障がい者一人ひとりが、住み慣れた地域で自立して安心して暮らし続けることのできるまちの実現を、美咲町障害者ネットワークや各種団体等と連携し目指します。

美咲町障害者ネットワークでは、中立かつ公平な立場で障がい者や家族の相談に応じるとともに、困難事例にも対応するため福祉関係機関、行政機関、相談支援事業所、障がい者関係団体等の幅広い分野から構成し、ネットワークの構築を図っています。

障がい者が個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活・安心した社会生活ができるよう、個々の心身の状況に応じた福祉サービスの提供を進めます。

主な取組	内 容
地域で安心して暮らせる環境づくり (福祉事務所・社会福祉協議会)	・障がい者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。 ・手話言語条例に基づき、手話は言語であると認識し、聴覚障がい者が手話を使い安心して暮らせるように、手話への理解や普及を推進します。

	・窓口では、電話リレーサービス⁽¹⁾を利用するとともに、手話通訳者や要約筆記者の養成や派遣を行う体制づくりを進めます。 ・公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、日常生活での利便性を高めるため居宅の改修への支援に努めます。
心のバリアフリーの推進 (長寿しあわせ課・福祉事務所・社会福祉協議会)	・高齢者、障がい者等の多様な人の困難を自らの問題として思いやり、その人たちの社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を、美咲町障害者ネットワークや各種団体等と連携して進めます。 ・障がいに対する正しい知識と理解を進めるため、広報・啓発活動や交流機会の充実を図る等、障がい者差別の解消や虐待防止のための取組を進めます。 ・教育と福祉の連携による幼児期からの「障がい理解教育」の促進と交流及び啓発活動を進めます。 ・資格・聴覚等の障がいに理解のある職員の育成、美咲町障害者ネットワーク主催の、あいのサポーター⁽²⁾研修の継続、あいサポーター、企業登録数を増やしていきます。
自立した地域生活の支援 (福祉事務所・社会福祉協議会)	・障がい者が地域社会のなかで孤立することのないよう、家族、ボランティア団体、地域と連携して、地域で自立して暮らしていける体制づくりを進めます。 ・社会福祉協議会が実施する障がい者支援事業である「みしゃモンカレッジ」、「笑顔のお届け便〜障がい者と地域をつなぐ架け橋〜」、「障がい者アート教室」等を、社会福祉協議会と協働して行い、地域社会においていきいきとした生活が送れるよう支援します。 ・障がい者が就労する機会を増やし、雇用する側の障がい者に対する理解を深めます。 ・障がい者が個々の能力や適性に応じて働けるよう関係機関と連携し、就労を支援します。

(1) 電話リレーサービス：聴覚障がい者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターが、“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスのこと。

(2) あいサポーター：あいサポート運動を実践する方。「あいサポート運動」とは、様々な障がいの特性を理解して、障がいのある方が困っていることに対して、ちょっとした手助けや心くばりなどを実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現をめざしていく運動のこと。

	・特別支援学校と連携し、職場体験受入れ企業と生徒の就労体験の場を確保し、就労へつなげるために支援します。 ・障がいや発達の違いが認められる子どもに、きめ細やかな相談・支援を行い、乳幼児期から学校卒業、就労まで切れ目なく療育や学校教育を受けられる環境を整えます。
生きがいと健康づくり （生涯学習課・福祉事務所・社会福祉協議会）	・障がい者が芸術文化やスポーツ、生涯学習等に親しむことのできる環境づくりを社会福祉協議会と美咲町障害者ネットワークを中心に、住民と連携しながら進め、障がい者の居場所づくりと社会参加意識を高め、地域における交流活動を進めます。 ・社会福祉協議会等、関係機関と連携して、障がい者の余暇を楽しむ生涯学習の場の提供に努めます。

基本施策 4 子ども・子育て支援の充実

【現状と課題】

- 全国的に少子化が進行する中、本町においては、合計特殊出生率は、国や県の平均を上回っており、令和元（2019）年には2.10に増加しましたが、人口を維持するために必要となる2.07以上を維持していく必要があります。
- 出生率低下の要因として、未婚・非婚化や晩婚・晩産化に加えて、子育て支援体制が十分でないことから仕事との両立が難しいことや子育てにより仕事を離れる際に失う所得（機会費用）が大きいこと等から女性の就業が継続されることが考えられます。一方で子育て世代の男性は、長時間労働等により家事や育児への協力が難しいこと等があります。子育ては、家族間の連携・協力が欠かせないことから、今後も少子化が一層進行する見通しです。
- 子育てに対する不安やしつけから児童虐待に及びケースも見られるため、出産後からではなく、妊娠時から支援が必要な家庭を把握し、継続して支援することが必要となっています。
- 育児と仕事の両立が困難な傾向にあるひとり親家庭が安心して生活ができるよう現状を把握し、貧困の連鎖に陥らないよう自立に向けて、相談機能の充実や各種支援制度の情報提供が必要となっています。
- 地域のつながりや支え合いが希薄となっており、地域での子どもの見守りや子育ての助け合いが少なくなっています。各種団体をはじめ、地域住民全員が「子どもは町の宝」として、子育て支援に関わる地域づくりが必要です。

【施策の方向性】

子どもが健やかに成長する環境づくりと子育て支援の一層の充実に取り組み、子育て環境の整備、母子保健の充実、保育環境の整備、児童養護の充実等に努めます。

主な取組	内 容
安心して子育てできる環境づくり （健康推進課・教育総務課・こども笑顔課）	・仕事と子育ての両立ができるよう、事務所における育児・介護休業制度等の普及啓発を図るとともに、男性、女性ともに制度を活用しやすい子育てにやさしい就業環境づくりを進めます。 ・女性の妊娠、出産を尊重し、子育てを地域全体で支える必要性について、広報誌やホームページ、みさきタウンテレビジョンを活用し、各種講演会や研修会の開催を通して情報提供や啓発を進めます。

	・「地域子育て支援センター」による相談・助言を行うとともに、子どもや保護者に交流の場や子育て情報を提供し、子育て中の保護者の不安を解消し安心して子どもを産み育てられる子育て支援に努めます。 ・令和5（2023）年3月に、「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。 ・妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない母子保健サービス（検診・指導等）と様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。 ・妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を、令和2（2020）年12月に設置しています。 ワンストップ窓口として活用していきます。 ・子育て中の就労希望者に、ハローワーク等からの求人情報の提供が、確実にできるようSNSやホームページを活用した仕組みをつくります。 ・共働き家庭等の小1プロブレムや中1ギャップを打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童・生徒が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室を充実していきます。
母子保健の充実 (健康推進課)	・妊娠中から出産・産後・育児と切れ目のない支援により、安心して子どもを生み育てることができるように、妊産婦訪問、健診等の母子保健事業、伴走型の相談体制を充実し、出産、育児に関する知識・情報の提供等、「子育て世代包括支援センター」の総合的な相談や支援体制を充実していきます。 ・乳幼児健康診査、妊産婦歯科検診、2歳児歯科教室等の母子保健事業や予防接種事業の充実を図り、健やかな子どもの育成に努めます。 ・子どもの発達段階に応じ、育児不安等の軽減や発達に応じた支援を行います。 ・妊産婦の口腔に関する健康の保持及び増進と異常の早期発見及び早期治療を進め、妊産婦の健康管理の向上を図ります。

保育環境等の整備 (教育総務課・こども笑顔課)	・保育児童数の動向や地域の実情等を踏まえ、適正定員の確保に努めるとともに、保育需要に対応するため、保育士の確保等、環境整備に努めます。 ・多様な保育ニーズに対応するため、早期保育・延長保育や一時保育（柵原東保育園を除く）を行うとともに、津山市内の病児保育施設と連携する等、保育サービスの拡充に努めます。 ・子どもやその保護者の居場所、相談の場として、児童館3か所（中央・旭・柵原地域）、地域子育て支援センター3か所（中央・旭・柵原地域）を運営します。 ・一時的に家庭内での保育が困難となった場合に、育児支援サポート事業やファミリー・サポート・センター事業により、子育てを支援していきます。 ・公立保育園について、特色ある保育運営や、0歳児保育、早朝保育・延長保育、一時保育、障がい児保育の拡充等、地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や長期的な施設経営向上の観点から、指定管理者制度や民営化、民間委託について検討します。
児童養護の充実 (くらし安全課・健康推進課・教育総務課・福祉事務所・こども笑顔課)	・「児童の権利に関する条約（子ども権利条約）」に基づき、社会の変化に対応しながら、子育て支援の施策について見直し、より実行力と効果のある展開を図り、子どもの権利擁護のための体制づくりを進めます。 ・「子どもの権利条約」の周知と理解を図るため、子どもたちや住民への啓発を通じて、広く子どもの権利に関する意識の醸成に努めます。 ・子どもが、ひとりの人として尊重され、その権利が守られる地域づくりを進めます。 ・保健事業をはじめとした各分野における相談、指導等を通して、子どもたちの状況を把握するとともに、保育園や学校、民生委員児童委員、愛育委員等、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。 ・乳幼児健診等、各種検診において支援を必要とする家庭や未受診の家庭に対し、家庭相談員や保健師が訪問することにより、児童の発達や子育て環境の把握に努めます。

	・支援の必要な家庭に対しては保健師の訪問により、保護者が適切に子育てできるよう、養育支援訪問を進めます。 ・要保護児童の早期発見・早期対応に努め、必要に応じた支援を行います。 ・保護の必要な児童は、津山児童相談所や関係機関と連携し、その保護に当たるとともに、児童相談所より送致のあった児童については継続的な支援に努めます。 ・地域住民の一人ひとりが児童養護に主体的に関われるよう意識啓発を進めます。 ・貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないように、子どもの貧困対策を効果的に進めるため、世帯の経済状況や生活環境、学校・家庭での過ごし方等、関係性の把握に努めます。 ・子どもたちが犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動等を支援します。 ・「児童虐待防止推進月間（１１月）」を中心に、「オレンジボン運動」を後援し、児童虐待防止に向けた普及啓発に努めます。 ・一時的に保護が必要な児童への支援として、里親制度の周知啓発を図り、児童相談所と連携を取りながら里親制度を促進します。 ・子ども自身の声を直接聞き、意見を尊重し、子どもの自主的な活動を支援するとともに、まちづくりなどへの参画の仕組みづくりを進めます。
家庭・職場での 子育てへの支援 （教育総務課・生涯学習課・こども笑顔課）	・仕事と子育ての両立ができるよう事業所における育児・介護休業制度等の普及を図るとともに、男性、女性ともに制度を活用しやすい子育てにやさしい環境づくりを推進します。 ・「家庭教育支援チームみさき」による岡山県教育委員会作成の「親育ち応援学習プログラム」のほか、美咲町の現状に応じた独自プログラムを活用した子育て世代の家庭教育支援を実施します。 ・「ファミリー・サポート・センター事業」による子育て支援を推進するため、提供会員と依頼会員の普及・啓発に努めます。

経済的支援の充実 （住民生活課・長寿しあわせ課・健康推進課・教育総務課・福祉事務所・こども笑顔課）	・国の制度に基づく、児童手当や児童扶養手当、出産育児一時金、出産・子育て応援ギフトの支給等、妊婦や子育て家庭の経済的な費用負担の軽減を図ります。 ・人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育て家庭の経済的な費用負担の軽減を図る少子化対策の観点から、保育園を利用する年少（３歳児）から年長（５歳児）までの子どもの利用料を、令和元（２０１９）年１０月１日から無償化しています。（０歳児から２歳児までの子どもは住民税非課税世帯に限ります。） ・保育園等に通園していない乳幼児の家庭での養育（在宅育児）に対する経済的な支援や第３子以降の子どもが義務教育を終了するまでの水道料金（基本料金）の助成を継続します。 ・満１８歳までの子どもに対する医療費の無料化を継続します。 ・出産祝金により次代を担う子どもの誕生をお祝いします。 ・特定不妊治療費（体外受精又は顕微授精）、男性特定不妊治療費及び不育症治療費の助成を継続します。 ・本町に結婚して定住する夫婦に結婚定住促進祝金を交付します。
ひとり親家庭への支援 （長寿しあわせ課・福祉事務所・こども笑顔課）	・ひとり親家庭が、生活の自立と安定を保ち、貧困の連鎖を防ぐための就労支援や安心して子どもの養育が行えるよう相談や助言を行うとともに、児童扶養手当の支給や福祉資金（母子・父子・寡婦）の貸付等、経済的支援を行います。 ・ひとり親家庭の養育者と児童を対象に医療費を助成します。 ・家庭の状況を十分把握し、ひとり親家庭で経済的、生活的自立支援へ向け、保育園の優先入園や公営住宅への優先入居に配慮します。 ・国、岡山県のひとり親家庭支援制度の有効活用を図るとともに、情報提供に努めます。

子どもを育てる地域づくり (健康推進課・教育総務課・生涯学習課・こども笑顔課・社会福祉協議会)	・「美咲子育て支援ネットワーク会議」の開催や情報発信により地域全体で子どもを育てる意識を高めます。 ・地域の各種団体と連携して、みさき子どもまつりの開催等、親子のふれあいや地域住民との交流の機会の充実に努め、地域での子育てを応援します。 ・地域住民が子育て（特に未就学児童）に関わり、地域全体で子育てを応援できる環境づくりのため、母子クラブへは、子育て相談など地域子育て支援センターによる支援を深め、ファミリー・サポート・センター事業との連携を進め提供会員の活動を支援します。 ・ジュニアボランティアとして、子どもたちが体験活動を通して、福祉や社会貢献活動への関心と理解を深め、思いやりや感謝の気持ちを育むことを目的とし、子どもたちの「こんなことをやってみたい」を形にできるような居場所づくりや、「これから自分もジュニアボランティアに参加したい」という意識の醸成を図ります。 ・第三次美咲町教育振興基本計画に基づき、不登校を生まない早期対応や「別室指導」を活用した登校支援により、不登校から学校へつなげる取組を強化します。また、引きこもりがちな児童生徒へは、ＩＣＴ機器を活用した学びの機会を提供し、社会とのかかわりづくりの支援を行います。
子育て情報の発信 (健康推進課・こども笑顔課)	・紙の母子手帳と並行してスマートフォンやタブレット端末、タブレットパソコンを活用した電子母子手帳の普及を図り、妊娠中から出産、子育てまでのライフステージに合わせ、生活に役立つ情報を配信することで、切れ目のない支援に努めます。

基本目標 4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり

基本施策 1 地域保健医療体制の充実

【現状と課題】

- 急速に進む少子高齢化、疾病構造の変化、医師不足等、保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には、医療への需要がピークを迎えるとともに、慢性期にある患者の割合の増加といった質的な変化も予想されます。
- 現在、内科・外科・小児科・歯科の医療施設がありますが、地域バランスに欠ける側面があります。
- 住民がいつでも、どこでも適切な医療サービスが受けられるように、医療機関や岡山県、へき地医療支援機構等とのさらなる連携の強化が必要です。
- 本町の救急医療体制は、初期救急として医療機関による「在宅当番医制」を実施していますが、今後は広域化を含めて津山圏域救急医療体制推進協議会、津山、英田圏域二次救急医療体制推進協議会等で検討していきます。また、初期体制で対応できない重症患者のために二次救急体制として津山・英田保健医療圏域で「病院群輪番制病院」を、また、三次救急体制として津山中央病院に「救命救急センター」を整えています。
- 町民がいつでも安心して医療を受けられるよう、保健・医療機関相互の連携や広域的な地域医療体制を確保していくことが重要となっています。
- 高齢者等の移動手段として利便性の高い「黄福タクシー」を多くの方が利用され、今後も利用者の増加が見込まれます。

【施策の方向性】

住民がいつでも、どこでも適切な医療サービスが受けられるように、医療機関や岡山県、へき地医療支援機構等との連携の強化を図ります。

将来にわたって住み慣れた地域で適切な医療サービスが受けられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた介護・福祉との連携や在宅医療の充実、身近な「かかりつけ医」の普及・定着等の取組を進めます。

主な取組	内 容
救急医療体制の充実 (健康推進課)	・津山圏域消防組合との連携を図るとともに、津山圏域救急医療体制推進協議会、津山・英田圏域二次救急医療体制推進協議会等とも連携を図りながら、広域医療体制・救急医療体制の充実に努めます。 ・医療機関との連携のもと実施している在宅当番医制度は広域化を含めて津山圏域救急医療体制推進協議会、津山・英田圏域二次救急医療体制推進協議会等で検討していきます。 ・人生の最終段階における医療ケアについて、意思決定や支援の取り組みなどの重要性を普及、啓発を行い、ACP⁽¹⁾の推進を図ります。
国民健康保険診療所の維持 (健康推進課)	・旭地域の医療機関として、健全で安定した診療所維持に努めます。 ・診療所建物の老朽化が進んでおり、旭地域における医療環境に対応し、より良い医療の提供をめざす診療所の役割を実践し続け、更に効率的な運営を行うために、利便性の高い公共施設への移転を検討します。
医療費助成の推進 (長寿しあわせ課・福祉事務所・こども笑顔課)	・町独自の心身障がい者、ひとり親家庭、子どもを対象とした各種医療費助成制度について、国や岡山県、社会の動向の推移を注視しながら実施を継続し、福祉の向上と健康増進に努めます。
通院手段の確保 (くらし安全課・長寿しあわせ課・福祉事務所)	・令和2（2020）年度より黄福タクシー制度に切り替えて本格実施を行っています。今後も移動困難者に配慮して町民の利便性の向上に努めます。

(1) ACP：本人と家族が、医療者や介護提供者などと一緒に、予め終末期を含めた今後の医療や介護などについて話し合うことや、意思決定ができなくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスのこと。

基本施策 2 多様な生活課題への対応

【現状と課題】

近年、全国的に孤独死など地域とのつながりがなく、適切なサービスにもつなげることができない事例が多くなっています。また、子どもの貧困対策が大きな課題となっています。

また、制度の狭間にいる人への支援が少ないことや、サービスがあることを知らず支援に結びついていない人がいる状況もあります。このような問題を抱えている人をサービスに結びつけていくような仕組みが大切です。

また、複雑・多様・多重化した地域生活課題を解決するためには、社会福祉協議会をはじめ社会福祉を目的とする多様なサービス主体が地域において活動を推進する必要があります。

【施策の方向性】

今後は、自殺や生活困窮者などへの対策など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。

主な取組	内 容
生活困窮者の自立相談支援 (福祉事務所・社会福祉協議会)	- 生活困窮者の抱えている複合的な課題に対し、本人の置かれている状況や意思を十分に確認した上で支援に取り組みます。 - 支援開始後も、その効果を適切に評価・確認しながら本人の自立までを継続的に支援していきます。 - 行政や社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、公共職業安定所等、関係機関とネットワークを築き、生活困窮者の早期把握と複合的な課題の解決に向けた包括的な支援策により、社会参加や就労の場を広げていきます。 - 生活困窮者や住民の方に関心を持ってもらうため、広報誌やチラシ、ホームページ、みさきタウンテレビジョン、出前講座等を活用し、わかりやすい広報に努めます。
自殺対策の推進 (健康推進課)	保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り、生きることの包括的な支援に取り組む「美咲町自殺対策計画」を推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

	・日頃から地域住民と接する機会の多い愛育委員、民生委員児童委員、栄養委員、地域ボランティア等に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関へ相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていきけるよう、精神疾患やその背景にある仕組み、関わり方等のゲートキーパー⁽¹⁾養成講座を開催していきます。
ひきこもり支援の強化 (健康推進課・福祉事務所・社会福祉協議会)	・町担当課を中心に、権利擁護センターと民生委員児童委員、地域が連携し、ひきこもりの実態把握に努めるとともに、岡山県ひきこもり地域支援センターの協力を得ながら、ひきこもり支援の取組を検討します。
DV被害者等への支援強化 (健康推進課・こども笑顔課)	・家庭児童相談員、保健師を中心に、警察署、女性相談所との緊密な連携を取りながらDV被害者等の相談対応や安全確保、生活支援等に取り組みます。

(1) ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

基本施策 3 権利擁護の推進

【現状と課題】

高齢者、子ども、障がいがある人をはじめ、全ての住民の人権が尊重されることは、最も遵守されなければならないものです。認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の方々が、地域において安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活の状況を踏まえた多様な支援が求められます。障がい者・高齢者虐待防止事業や成年後見制度、日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護を充実していくことが必要です。

【施策の方向性】

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利が守られ、その人らしく生活ができるよう、虐待防止をはじめ成年後見制度の利用促進や相談支援体制づくりなど権利擁護に向けた取組の充実を図ります。

主な取組	内 容
権利擁護の推進 (長寿しあわせ課・福祉事務所・社会福祉協議会・権利擁護センター)	・「美咲町権利擁護センター」を中心に、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用支援及び啓発を行います。 ・高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づく虐待防止体制づくり及び啓発を行います。 ・障害者差別解消法に基づく啓発の実施及び支援を行います。
権利擁護センターの機能充実 (長寿しあわせ課・福祉事務所・社会福祉協議会・権利擁護センター)	・社会福祉協議会や権利擁護センター、地域包括支援センター等関係機関との連携強化を図り、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての住民の人権が守られるよう相談支援体制などの機能充実を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進 (長寿しあわせ課・福祉事務所・社会福祉協議会・権利擁護センター)	・福祉サービスの利用援助と福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行うことで、高齢者や障がいのある人等を支援する制度の啓発に努めます。
障がいのある人の虐待防止・差別解消 (福祉事務所・社会福祉協議会・権利擁護センター)	・障がいに対する正しい知識と理解を進めるため、広報・啓発活動や交流機会の充実を図り、障がい者差別の解消や虐待防止のため、津山地域障害者虐待防止センター、権利擁護センター、民生委員児童委員等、関係機関が協力・連携しながら、差別や虐待の未然防止、早期発見に努めます。

児童虐待の防止 (健康推進課・教育総務課・福祉事務所・こども笑顔課)	・保健事業をはじめとした各分野における相談、指導等を通して、子どもたちの状況を把握するとともに、保育園や学校、民生委員児童委員、愛育委員等、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。
高齢者虐待の防止 (長寿しあわせ課・健康推進課・福祉事務所・地域包括支援センター・権利擁護センター)	・高齢者虐待防止のため、地域包括支援センターや権利擁護センター、民生委員児童委員、社会福祉協議会との連携を進め、虐待事例の予防・早期発見に努めます。 ・相談や通報があった場合は、関係者への聞き取りや訪問調査を行い、介護サービスの利用や見守りの強化等の支援につなげるとともに、定期的に状況の把握に努めます。 ・虐待等により生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると認められる場合は、緊急一時保護を実施します。
成年後見制度の利用促進 (長寿しあわせ課・社会福祉協議会・権利擁護センター)	・財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の周知を図ります。
市民後見人の養成・育成 (福祉事務所・社会福祉協議会・権利擁護センター)	・一人でも多くの方が市民後見人として活動できるよう、市民後見人養成講座等を検討し、市民後見人の養成及び育成に努めます。また、市民後見人が安心して活動できるよう、相談支援体制の強化を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知

住民一人ひとりが本計画に掲げる取り組みの必要性を理解し、実践・継続していただけるよう、ホームページ等で計画内容を公表するとともに、広報誌で概要版を作成し、配布します。

また、各種行事や活動の中で計画内容の広報・啓発に努め、住民への周知に努めます。

2. 関係機関等との連携・協働

住民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する活動を行う者、関係機関・団体等と連携し、地域福祉を推進します。

また、行政においては、地域福祉施策の推進にあたって、庁内関係各課との連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

さらに、本町におけるさらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業の推進を図ります。

3. 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、庁内関係各課と施策の調整を行い、事業全体の進行・進捗状況を把握・確認し、事業の評価・検証、既存の施策の調整などに取り組んでいきます。

管理においては、本計画では、目標の達成に向け、D－OODA（ドゥーダ）ループにより、進行管理を行っていきます。D－OODAは、対話によって大筋の計画（Design）を立て、その後臨機応変に、観察（Observe）、情勢判断・方向づけ（Orient）、決心（Decide）、実行（Act）するというループを素早く回していくものです。

本計画が、地域課題や住民ニーズに沿った実効性のある計画として常に機能し続けるよう、実行した結果は、再び対話によって振り返り、次の計画に活かしていきます。

そして、「基本計画」は、社会経済情勢の変化に対応できるよう、改定の必要があると判断した際は、いつでも柔軟に見直しするものとします。

4. 町の取組目標

基本目標1 地域で支えあうまちづくり

基本施策1 地域福祉の充実

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
ボランティアセンター登録者数	113	130	150	人

基本施策2 地域包括ケアシステムの推進

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
地域包括支援センター総合相談数	1,855	1,800	1,800	件
小地域ケア会議運営地区数	61	70	81	地区

基本目標2 安全・安心なまちづくり

基本施策1 地域防災力の向上

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
災害相互応援協定	21	25	30	件
自主防災組織率	100	100	100	%
防災訓練実施自主防災組織数	35	60	81	団体
避難行動要支援者登録者数	989	1,600	1,800	人
災害ボランティア登録者数	72	100	120	人

基本施策2 交通安全の推進

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
死亡事故発生件数	1	0	0	件
先進安全自動車購入数	72	—	—	件
誤発信防止装置装着車数	4	10	10	件
黄福タクシー登録者数	3,041	3,400	3,600	人
おかやま愛カード所持者数	698	800	900	枚

基本施策3 防犯体制の充実・消費者の安全確保

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
自主防犯パトロール隊(累計)	15	16	16	団体
L E D 防 犯 灯 設 置 数	113	80	80	箇所
防犯カメラ設置数(累計)	19	22	25	箇所
消費生活講座開催回数	0	5	10	回
出前講座(消費生活)	0	3	3	回
消費生活に関する相談件数	2	10	10	件
消費者被害防止研修会	0	1	1	回

基本目標3 元気に暮らせるまちづくり

基本施策1 健康づくりの推進

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
がん検診受診率の向上(子宮がん)	26.3	50	60	%
〃 (乳がん)	29.3	50	70	%
精密検診受診率の向上(胃がん)	82.6	100	100	%
〃 (肺がん)	63.1	100	100	%
〃 (大腸がん)	69.7	100	100	%
〃 (子宮頸がん)	100	100	100	%
〃 (乳がん)	77.4	100	100	%
特定健康診査の実施率の向上	43.7	50	70	%
特定保健指導の実施率の向上	12.8	30	50	%
朝食を毎日食べる者の増加 (小学生)	84.7	90	100	%
〃 (中学生)	75.3	90	100	%

基本施策 2 高齢者福祉の充実

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
要介護認定者数	1,356	1,390	1,390	人
ふれあいサロン（地域住民グループ支援事業）団体数	119	120	120	団体
ふれあいサロン開催回数	1,426	1,420	1,420	回
「通いの場」（介護予防地域交流活性化事業）開催地区	18	20	25	箇所
「通いの場」参加者	12,887	13,000	13,000	人
口腔衛生講話参加者	58	80	100	人
介護予防講演会	30	30	30	人
オレンジカフェの参加者数	334	300	300	人
認知症サポーター受講者数	312	300	300	人
シルバー人材センター登録者数	61	85	85	人
老人クラブ会員数	4,688	5,150	5,150	人

基本施策 3 障害者福祉の充実

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	105	150	190	個

基本施策 4 子ども・子育て支援の充実

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
合計特殊出生率	2.00	2.07	2.07	%
保育園待機児童数	0	0	0	人
乳児健診受診率	87.5	90.0	95.0	%
幼児健診受診率（1歳6か月）	89.1	95.0	97.0	%
幼児健診受診率（3歳6か月）	94.1	95.0	97.0	%
児童虐待相談件数	113	90	85	件

基本目標 4 福祉サービスの充実した暮らしやすいまちづくり

基本施策 1 地域保健医療体制の充実

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
心身障害者医療費	28,118	30,000	30,000	千円
ひとり親家庭等医療費	3,291	3,700	3,700	千円
子ども医療費	60,018	58,000	58,000	千円

基本施策 2 多様な生活課題への対応

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
自殺者数	5	0	0	人

基本施策 3 権利擁護の推進

目標設定指数	令和元年度 (現況値)	令和4年度 (目標値)	令和6年度 (目標値)	単位
市民後見人の育成数	13	17	20	人

資料編

○美咲町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年 11月 21日

告示第 86号

令和 5年 3月 31日

告示第 27号

(設 置)

第 1 条 美咲町長は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定により美咲町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を設定するため、美咲町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定及び推進に関し、調査、審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療又は福祉に関して学識を有する者
- (2) 福祉関係団体等に属する者
- (3) 前号に掲げる者のほか、地域福祉計画策定に係る機関に属する者
- (4) 地域関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の選任)

第 4 条 委員の選任は、町長が行うものとする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委員に委嘱された日から地域福祉計画の策定の日までとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができ

又は資料の提出を求めることができる。

3 最初に召集される4委員会は、第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、長寿しあわせ課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

○美咲町地域福祉計画策定委員会委員

所属団体・役職	委員会 役 職	氏 名
美作大学 社会福祉学科 特任教授	委員長	小坂田 稔
美作県民局 健康福祉部 部長	委 員	谷 口 信 之
美咲町自治会長協議会 会長	委 員	林 田 増 美
美咲町愛育委員会 会長	委 員	森 本 裕 子
美咲町栄養委員会 会長	委 員	森 廣 静 江
美咲町民生委員児童委員協議会 福会長	副委員長	草 地 圓 正
美咲町老人クラブ連合会 会長	委 員	岡 部 眞三郎
美咲町心身障害児者親の会“亀さんの会” 会長	委 員	村 上 三 子
NPO法人ファミリーリングあゆむ 代表理事	委 員	飯 田 純 子
美咲町身体障害者福祉協会 副会長	委 員	和 田 英 雄
美咲町保育協議会 会長	委 員	柴 原 由 佳
美咲町消防団 団長	委 員	平 田 佳 久
美咲町警察署 生活安全課 課長	委 員	井 手 弘 幸
美咲町社会福祉協議会 地域福祉課 主任	委 員	小 林 奈 緒
美咲町地域包括支援センター センター長	委 員	菊 井 真奈美

第 1 次美咲町地域福祉計画

発行年月 令和 3 年 3 月

発 行 美 咲 町

〒709-3717

岡山県久米郡美咲町原田 1735



MISAKI TOWN